

耶穌降生千八百七十年
米國聖書

舊約
聖書
以尼
希米
亞
喇
記
全
立
帖
記
全

明治二十年

日本橫濱印行

02-KI

海老澤文庫

以士喇書

口およりて傳へたまひしらの聖言を成んどてペルシヤ王クロスの
 の心を感動したまひければ王するはち宣命をつたへ部書を出し
 て徧く國中に告衆して云くニペルシヤ王クロスカク言ふ天の神
 エホバ地上の諸國を我お賜へりらの家をユダのニルサレムに建
 ることを我に命ず凡ら汝らの中もしらの民たる者あらばらの
 神の助を得てユダのニルサレムに上りゆきニルサレムなるイス
 ラエルの神エホバの室を建るふどをせよ彼は神にましませり
 うの民にして生存れる者等の寓りをる處の人々は之に金銀貨財
 家畜を予へて助くべしらの外にまたニルサレムある神の室のた
 めに物を誠意よりささぐべしとニルサレムある神の室のた
 の長祭司レビ人あそ凡て神あらの心を感動せらるし者等ニルサ



海老澤有道文庫

レムあるエホバの室を建んで起これりたるの周圍の人々みな銀の器、黄金、貨幣、家畜および寶物を予へて之に力ををるへゐの外にまた各種の物を誠意より獻げたりセタロス王また子バカデチザルの前はエルサレムより携へ出して己の神の室に納めたりしエホバの室の器皿を取りだせり。即ちベルセヤ王タロス、庫官ミタレダタの手をもて之を取りだしてユダの牧伯セラバザルに數へ交付せり。その數は是のごとし、金の盤三十、銀の盤一千、小刀二十九、金の大聲三十二等の銀の大聲四百十、他の器具一千、金銀の器皿の合せて五千四百ありし。前セラバザル俘擄人等をバビロンよりエルサレムに將て上りし時に之をこゝく携さへ上れり。

第二章

一 往昔

バビロンの王チブカデチザルに携へらるバビロンに遷さるる者のうち俘囚をゆるさきてエルサレムおよびユダ

に上りたる己の邑に歸りし此州の者の如し。是皆セルバベル、エシユア、サヘミヤ、セラヤ、レエラヤ、モルデカイ、ビルレヤン、ミサバル、ビグワイ、レホム、バアナ等。隨ひ來れり。其イストラエルの民の人數は是のごとし。ミパロの子孫二千七百七十二人。四シバチヤの子孫三百七十二人。アラの子孫七百七十五人。六エシユアとコアブの族たるバハテモアブの子孫二千八百十二人。七エラムの子孫千二百五十四人。ハザトの子孫九百四十五人。八ザツカイの子孫七百六十八人。ハバニの子孫六百四十二人。九セバイの子孫六百二十三人。一三アズガデの子孫千二百二十二人。一三アドニカムの子孫六百六十六人。一四ビグワイの子孫二千五十六人。一五アデンの子孫四百五十四人。一六セセキヤの家のアタルの子孫九十八人。一七セベザイの子孫三百二十三。一八ヨラの子孫百十二人。一九ハレユムの子孫二百二十三人。二〇ギバルの子孫九十五人。二一ベテレヘムの子孫百二十三

人三子トバの人五十六人^三アナトラの人百廿八人^三アズマウア
 の民四十二人^{二五}アリアテヤリム、クビラおよびベエロラの民七百
 四十三人^{二六}ラマおよびケバの民六百二十一人^{二七}ミクマレの人百
 二十二^{二八}人ベテラおよびアイの人二百二十三人^{二九}子ボの民五十
 二人^{三〇}マゲビレの民百五十六人^{三一}他のエラムの民千二百五十四
 人^{三二}ハリムの民三百二十人^{三三}ロド、ハデブおよびオノの民七百二
 十五人^{三四}エリコの民三百四十五人^{三五}セナアの民三千六百三十人
 ○^{三六}祭司の^{三六}エシユアの家の^{三六}エダヤの子孫^{三六}千二百四十七人^{三六}ハリム
 の子孫^{三六}千五十二人^{三六}パレユルの子孫^{三六}千二百四十七人^{三六}ハリム
 の子孫^{三六}千十七人^{三六}○^{三六}レビ人の^{三六}ホダヤの子等^{三六}エシユアとカデミエ
 ルの子孫^{三六}七十四人^{三六}謳歌者^{三六}のアサフの子孫^{三六}百二十八人^{三六}門を
 守る^{三六}者の子孫^{三六}ハシャルムの子孫^{三六}アラルの子孫^{三六}タルモンの子孫^{三六}アッ
 グブの子孫^{三六}ハテタの子孫^{三六}シヨバイの子孫^{三六}合せて百三十九人^{三六}○^{三六}

子^{三六}ア二^{三六}人の^{三六}子孫^{三六}ハスバの子孫^{三六}タバオテの子孫^{三六}目ケロス
 子孫^{三六}、シアハの子孫^{三六}バドンの子孫^{三六}レバナの子孫^{三六}ハガバの子孫^{三六}ア
 グブの子孫^{三六}、ハガブの子孫^{三六}シヤルマイの子孫^{三六}ハナンの子孫^{三六}ミ
 ギダルの子孫^{三六}、ガハルの子孫^{三六}レアヤの子孫^{三六}、ミレガンの子孫^{三六}、子^{三六}ロダ
 の子孫^{三六}、ガザムの子孫^{三六}、ウザの子孫^{三六}、バセアの子孫^{三六}、ベサイの子孫^{三六}、子^{三六}ア
 スナの子孫^{三六}、メウニムの子孫^{三六}、子^{三六}フシムの子孫^{三六}、子^{三六}バタブクの子孫^{三六}、
 ハタバの子孫^{三六}、ハルホルの子孫^{三六}、子^{三六}バヅリタの子孫^{三六}、子^{三六}メヒダの子孫^{三六}、
 ルシヤの子孫^{三六}、子^{三六}バルコスの子孫^{三六}、子^{三六}セツの子孫^{三六}、子^{三六}アマの子孫^{三六}、子^{三六}ザ
 アの子孫^{三六}、子^{三六}ハテバの子孫^{三六}等なり○^{三六}子^{三六}ソロモンの子孫^{三六}、子^{三六}ベリダの子孫^{三六}、子^{三六}ヤ
 孫^{三六}すなはち子^{三六}タイの子孫^{三六}ハッソベレタの子孫^{三六}、子^{三六}バタヤの子孫^{三六}ハ
 アラの子孫^{三六}、子^{三六}ダルコンの子孫^{三六}、子^{三六}ギデルの子孫^{三六}、子^{三六}シバタヤの子孫^{三六}ハ
 テルの子孫^{三六}、子^{三六}ボケレテハッゼバイムの子孫^{三六}、子^{三六}アミの子孫^{三六}、子^{三六}チテニ人
 とソロモンの僕たりし者等の子孫^{三六}と合せて三百九十二人^{三六}○^{三六}

またタルメラ、タルハレサ、ケルブ、アダンおよびインメルより上り
 來れる者ありしを、われ宗家の長どのの血統とを承してイスラエ
 ルの者なるを明かにするを得ざりき。是すなわちデラヤの
 子孫トビヤの子孫、チコダの子孫にして合せて六百五十二人〇
 祭司の子孫たる者の中にハバヤの子孫ハツコブの子孫、バルラ
 イの子孫あり、バルロライのギレアデ人、バルロライの女を妻に娶
 りてその名を名りしなり。是等の者諸系を載たる者等の中に
 のダ名を尋ねたれども在ざりき。是の故に汚れたる者として祭司
 の中より除かざり。タルシャダハ之を告てウリムとトンニム
 を帶る祭司の興るまで、至聖物を食ふべからずと言ひ〇百會衆
 あはせて四萬二千三百六十人。この外にその僕、婢七千三百三十
 七人、謳歌男女二百人あり。その馬七百三十六匹、ろの騾二百四十
 五匹、ろの駱駝四百三十五匹、驢馬六千七百二十四〇。其宗家の長

數人エルサレムなるエホバの室にいたるにおよびてエホバの室
 をその本の處お建んとて物を誠意より献げたり。即ちその力に
 したるひて工事のために庫に納めし者、金六萬一千ダリク、銀五
 千斤、祭司の衣服百襲なりき。祭司レビ人、民等、謳歌者門を守る者
 およびチタニ人等、その邑々に住み一切のイスラエル人、その邑々
 に住り

第二十一節 イスラエルの子孫かくろの邑々に住居し、七月あ至り

て民一人の心どくにエルサレムに集まれり。是に於てヨザダク
 の子エシエア、その兄弟等立ちてイスラエルの神の壇を築けり。是
 パベル、その兄弟等立ちてイスラエルの神の壇を築けり。是
 神の人モーセの律法を記されたる所に循ひてその上にお燭祭を献
 げんとてありき。彼等の壇をその木の處に設けたり。是國々の民
 を懼れしが故あり、而してその上あて燭祭をエホバに献げ朝夕に

これを献ぐ。またその録されたる所へ歸ひて、綽茅節を行ひ、毎日の分を拵へて、例に照し、數のごとくに日々、燔祭を献げたり。是より後の常の燔祭、および月朔とエホバの一切、れきよき節會に用ゐる供物、あらびに人の誠意よりエホバにたてまつる供物を献ぐる。みどを拵めける。エホバの殿の基礎、未だ置きり。七是に、いよび油を、與へて、ペルシヤの王、クロスの允准にしたがひて、レバノンよりヨッパに海に梧を運ばしめたり。○ハ斯て、エルサレムある神の室に歸りたる次の年の二月に、レヤルタルの子ゼルバベル、ヨザダクの子エシユアおよびその兄弟たる他の祭司、レビ人あひて、俘囚をゆるさきて、エルサレムに歸りし者等事を始め、二十歳以上のレビ人を立て、エホバの室の工事を監督せしむ。是に於て

ユダの子等あるエシユア、どうの子等および兄弟、カデニエ、どうの子等、齊しく立て、神の家の工人を監督せり。ヘサダダの子等、れよびうの子等と兄弟等のレビ人も、然り。かくて、建築者エホバの殿の基礎を置る時、祭司等禮服を衣て、喇叭を執り、アサフの子孫たるレビ人、鍍銀を執り、イスラエルの王、ダビデの例に、循ひて、エホバを讚美す。と彼等班列にあたり、ひて諸共に歌を誦ひて、エホバを讚め、かつ頌へ。エホバの恩、ふかく其矜恤、い永遠にたゆるとあけられ。り、エホバの室の基礎を据れば、あり。されど祭司、レビ人、宗家の長等の中に、以前の室を見たりし老人ありける。が今この室の基礎をうの目の前に置くを見て、多く聲を放ちて泣き、また喜悅のため、あ聲をわけて呼ぶる者も、多かりき。是をもて、人衆民の歡こびて呼ぶる聲と、民の泣く聲とを、聞わくることを得たり。さうい民大聲に

呼よわり 叫こびければろの 聲こゑ 遠とほくまで聞えわたりたればなり
 一 技わざにユダとベニヤミンの 敵たる者等等夫ら俘とり囚より歸り來
 りし人々イスラエルの神かみエホバのために殿を建とると聞きこえニ乃ち
 ゼルバベルと宗う家の長のう等の許をに至りて之に言いけるハ我等をして
 汝き等と共に之を建とめよ我らハ汝らと同じく汝らの神を求もむ、ア
 フスリヤの王エサルハドンガ我等を此に携たへのほりし日より以
 來か我らハこれに犠牲を献さぐるありと三然るふゼルバベル、エシユ
 アおよびろの餘のイスラエルの宗のう家の長等これに言いふ汝らハ我
 らの神に室を建とることに與あるべりらず、我等獨りみづからイスラ
 エルの神エホバのために建とることを爲なす、是ハゼルバベルの王ク
 ス王の我らに命めぜし所ありと是においてろの地の民ユダの民
 の手を弱らせてろの建築を妨さげエ之を計はる所を敗らんために議
 官くわんに賄賂して之を敵てせしむ、ゼルバベルの王クロスの世にある日より

ゼルバベル王ダリヨスの治世まで常じょう然ぜんりハアハシユエロスは治
 世せいすあるハ其その治ち世せいの初め彼ら表を上りてユダとエルサレムの民
 を經過へたりとまたアルタシヤタの世ハビレラム、ミテレダタ、
 ダビエルおよびろの餘ハ同僚全く表をゼルバベルの王アルタシヤ
 スタお上つれり、ろの書ハ交ハスリアの文字おて書きスリア諸そろ
 て陳述したる者ありきハ方伯レホム、書き記き官くわんシムシヤイ書をアルタ
 シヤスタ王に書あくりてエルサレムを經過、左のことした、即ち方
 伯レホム、書き記き官くわんシムシヤイおよびろの餘の同僚デナ人、アバルサ
 タカイ人、タルベライ人、アバルサイ人、アルケワイ人、バビロン人、シ
 ヨシヤン人、デハウ人、エラマイ人ナらびお其その他の民すあるハち大
 臣しんオスナバルガ移うつしてサメリアの邑および河カ外ふのろの他の地
 に置し者等云々其アルタシヤスタ王お上つりし書の稿ハ是あ
 り云く、河外ふれ汝の僕等云々王知したまへ、汝れ所より上り來り

しユダヤ人エルサレムに到りてわきらの中あいりかの背き悖る
 惡き邑を建み得し石垣を築きあげろの基礎を固うせり。然バ王
 いま知たまへ若みれ邑を建て石垣を築きあげあ彼ら必ず貢賦、
 租税、税金あを納じ、然すれバ終に王等不利とならん。さうも
 も我らの王の鹽を食む者あ巴王の輕んぜらるゝを見るに忍び
 す、故あ人を遣ひし王に奏聞す。列祖の記録の書を替へたまへ。必
 すろの記録、書の中あいて、此邑の背き悖る邑にして諸王と諸
 州とに害を加へし者あるを見ろの中に古來叛逆の事ありしを
 たまふべし。此邑の滅ぼされし此故に縁るなり。我ら王に奏聞
 す、若この邑を建て石垣を築きあげあ彼ら必ず貢賦、
 ふの傾分をうしあふなるべしと。王すなり。方伯レホム書記官
 レムレヤイこれ餘サマリヤあよび河外ふの同僚の處に住る同僚
 に答書をおくりて云く、平安あき云々。汝ら我等にありし書

をバ我前に識解あめたり。我やダて詔書を下して稽考あめし。ふ
 此邑の古來起りて諸王に背きし事うの中に反亂謀叛のありし事
 あと詳悉あり。またエルサレムに在昔大ある王等ありて河外
 ふをこどく治め貢賦租税税金あを己に納あめたる事あり
 然バ汝ら詔書を傳へて其人々を止め我の詔書を下すまで此邑
 を建ること無らしめよ。汝ら慎め之を爲ことを忽あする勿れ何
 う損害を増て王に害を及ぼすべけんや。アルタシヤヌム王の
 書の稿をレホムあよび書記官レムレヤイどろの同僚の前に讀あ
 げなれば彼等するのちエルサレムに奔ゆきてユダヤ人に就き腕
 力を權勢をもて之を止めたり。此をもてエルサレムある神の
 室の工事止ぬ。即ちバアルシャ王ダリヨスの治世の二年まで止み
 りき。
 愛に預言者ハガイあよびイデの子セカリヤの二人の預

言者ユダビエルサレムに居るユダヤ人に向ひてイストラエルの神
 れ名をもて預言する所ありければニシャルテルの子ゼルバベル
 およびヨザダクの子ニレニア起あがりてユエルサレムある神の室
 を建てることを始む神の預言者等こきどもに在て之を助くる
 の時に河外の總督タナイといふ者セタルボズナイおよび
 同僚どもあつた所の所あつた所より誰か汝らに此室を建て此石垣を築き
 あぐることを命ぜしやと斯言ひ曰また此建物を作る人々の名は
 何といふやと斯これに問ひ然るにユダヤ人の長老等の上あ
 るの神の目よりきゐたれば彼等これを止むること能はずして還
 りの事をダリヨスお奏してその返答の來るを待り河外ふの
 總督タナイおよびセタルボズナイはその同僚ある河外ふの
 バルサカイ人ガダリヨス王あまつりし書の稿に左のごとし
 即ちるは上まつりし書れ中に書ししたる所は是のごとし云く

願くはダリヨス王に大ある平安あき、王知たまへ我等ユダヤ州
 に往てその大神の室に至り祝しお巨石をもて之を建て材木を組
 て壁を作り居り其工事おはいに拂りてその手を下すところ成
 ざる無し是に於て我等の長老等問てこきに斯いへり誰が
 汝ら此室を建てこの石垣を築きあぐることを命ぜしやと我
 等またその首長たる人々の名を書あるして汝に奏聞せんため
 にその名を問ひし時お彼等かく我らお答へて言ひ我等の天地の
 神の僕にして年久しき昔に建あかれし殿を再び建るあり是の素
 イストラエルの大ある王某の建築きたる者ありしを我らの父等
 天の神の靈怒を惹起せしに縁てつひに之をカルデア人バビロン
 の王チブカデネザルの手お付したまひけり彼この殿を毀ち民
 をバビロンお掬へゆけり然るにバビロンの王クロスの元年に
 クロス王神のこの室を建べしとの詔言を下したまへり然のみ

あらずエルサレムの殿よりチブカデチザルを取いだしてバビロ
 ンの殿に携へいさし神の室の金銀の器皿もクロス王これをバビ
 ロンの殿より取いだし其立たる總督セシバザルと名くる者あ之
 を付し而して彼に言けらく是等の器皿を取り往てこれをエル
 サレムの殿に携へいれ神の室をその本の處に建よと是におい
 て其セシバザル來りてエルサレムある神の室の石礎を値たりき
 其時よりして今ふいたるまで之を建けとありしを猶いまだ建ら
 ざるなりと然バ今王もし善とみさるば諸ふ御膝下バビロン
 にある所の王の寶藏を查べたまひて神のこの室を建べしとの詔
 言のクロス王より出しや否を替へ而して王此事につきて御旨を
 我らに諭したまへ

第二節 是に於てダリヨス王詔言を出しバビロンにて寶物を藏
 むる所の文庫あ就て查べ替あめしにニメデア州の都城アタメ

にて一の器物を得たりその内に書あるせる記録は是のごとし
 クロス王の元年にクロス王詔言を出せり云くエルサレムなる神
 の室の事につきて論ずるの犠牲を献ぐる所ある殿を建てるの石
 礎を堅く置え其室の高を六十キユビトあし其淵を六十キユビト
 にし巨石三行、薪木一行を以せよ其費用は王の家より授くべし
 またチブカデチザルがエルサレムの殿より取いだしてバビロ
 ンに携へきたりし神の室の金銀の器皿之を還してエルサレム
 の殿に持ゆかしめ神の室に置てその故の所あらしむべしと
 然バ河外ふの總督タテナイおよびセメルボズナイとの同僚あ
 る河外ふのアバルサカイ人汝等ふに違さかるべしと神のとの
 室の工事を妨ぐる勿れ、ユダヤ人の牧伯とユダヤ人の長老等あ神
 の家の故の處あ建ためよと我また詔言を出し其神の家を建
 るみどにつきて汝らに此ユダヤ人の長老等あ爲べきことを示す、

王の財寶の中するありち河外ふれ租税の中より迅速あ費用をうの
 人々に與へよるの工事を滞はらしむる勿き又うの需むる物即
 ち天の神にたてまつる燔祭の小牛牡羊および羔羊らびに麥鹽
 酒油あと凡てエルサレムあをる祭司の定むる所を循ひて日々
 怠慢あく彼等に與へて彼らをして著しき香は犧牲を天の神に献
 ぐることを得せしめ王さうの子女の生命のために禱ることを得
 せしめよしかつ我詔言を出す誰にもせよ此言を易る者あらをろ
 の家は梁を抜きどり彼を擧て之に釘んうの家また之がためあ
 廟にせらるべし凡う之を易へまたエルサレムあるろの神の室
 を毀たんとて手を出す王あるひに民の彼處あるの名を留め給ふ
 神ぬはくこれにこれを倒したまへ我ダリヨス詔言を出せり迅速あ
 之を行あへまダリヨス王かく諭しければ河外ふの總督タナイ
 あよびセタルボズナイさうの同僚迅速にこきを行なへり言ユダ

ヤ人の長老等するありち之を建て預言者ハガイおよびイドの子セ
 カリヤの預言に由てこれを成就たり彼等イスラエルの神の命に
 循がひクロスダリヨスおよびベルシャ王アルタレヤスタの詔言
 に依て之を建築ぬまダリヨス王の治世の六年アダルの月の三日
 にこの室成りま是あおいてイスラエルの子孫祭司レビ人ねよび
 ろの餘の俘擄人よろこびて神のこれ室の落成禮を行なへりま即
 ち神のこの室の落成禮あおいて牡牛一百牡羊二百羔羊四百を献
 かまたイスラエルの支派の獻にしたるひて牡山羊十二を献けて
 イストラエル全體のために罪祭とあし大祭司をろの分別あまたる
 ひて立てレビ人をろの班列にしたるひて立てエルサレムに於て
 神に事へしむ凡てモーセの書に書しるしたるが如しま斯て俘囚
 より歸り來りし人々正月の十四日お逾越節を行へりま即ち祭司
 レビ人共あ身を潔めて皆深くなり一切俘囚より歸り來りし人々

のため其兄弟たる祭司等のため、又自己のために逾越の物を宰れり三塊のれゆきて歸り來しイスラエルの子孫あよび其國の異邦人れ汚穢を棄て是等附てイスラエルの神エホバを求むる者等すべて之を食ひ三喜びて七日は間晴いれぬパンの節を行へり、是にエホバかれらを喜ませアッスリアの王の心を彼らに向ひせ彼をしてイスラエルの神にまします神の家の工事を助りさせたまひしを故あり

一 是等の事のの後ベルシヤ王アルタシャスタの治世にエズラといふ者あり、エズラの子セラヤの子、セラヤの子アザリヤの子、アザリヤの子ヒルキヤの子、ニヒルキヤの子シヤルムの子、シヤルムの子ザドタの子、ザドタの子アヒトブの子、ニアヒトブの子アマリヤの子、アマリヤの子アザリヤの子、アザリヤの子メラヨタの子、メラヨタの子セラヒヤの子、セラヒヤの子ウラの子、ウラの子、ブッキの子、アビレ

ユアの子、アビレシュアの子、ビチハスの子、ビチハスの子、エレアザルの子、エレアザルの祭司の長アロンは子あり、此エズラバビロンより上り來れり彼のイスラエルの神エホバの授けたまひしモーセの律法に精しき學士ありき、其神エホバの手これ當上にありしに因てその求むる所を王とどく許せりセアルタシャスタ王の七年にイスラエルの子孫あよび祭司、レビ人、謳歌者門を守る者チタ人あよび多くエルサレムお上れり、王の七年の五月あエズラエルサレムに到り、即ち正月の一日にバビロンを出たちて五月の一日にエルサレムに至る、其神のよき手てまが上にありしお因てあり、エズラの心をこめてエホバの律法を求め之を行ひてイスラエルの中に法度と例規とを教へたりき、○エホバの諭命の言に精しぐ且つイスラエルに賜ひし法度に明かなる學士にて祭司たるエズラハアルタシャスタ王の與へし書の言は是のさとし

十二 諸王の王アルタセヤスタ天の神の律法の學士ある祭司エズラ
 論ず、願くは全云々我詔言を出す、我國の内に在るイスラエル
 の民あよびろの祭司レビ人の中凡てエルサレムに往んと志す者
 の皆あんちよもに往べし言汝の手のグ手ある汝の神の律法
 お照してユダとユルサレムの模様とを察せんために王あよび七
 人の讀官お遣はされて往くあり且汝の王どろの讀官ダエルサ
 レムに宮居するどころのイストラエルの神のために誠意よりさ
 ぐる金銀を携へまたバビロン全州にて汝が獲る一切の金銀あ
 よび民と祭司とダエルサレムある其神の室のため誠意よりす
 る禮物を携さよ然バ汝らの金をもて牡牛、牡羊、羔羊あよびろの
 素祭と澁祭れ品を速に買ひ、エルサレムにある汝らの神の室の壇
 の上にこれを献ぐべしまた汝と汝の兄弟等らの餘る金銀を
 もて爲んと欲する所あらバ汝らの神の旨にまたあひて之を爲せ

また汝は神の室の奉事のため汝を賜はりし器皿の汝みきを
 エルサレムの神の前に納めよろの外汝の神の室のために需む
 る所あらバ汝の用ひんとする所の者をことく王の府庫より
 取て用ふべし我や我アルタセヤスタ王河外ふれ一切の庫官お
 詔言を下して云ふ天の神の律法の學士祭司エズラが汝らお需む
 る所は凡てこれを迅速に爲べし即ち銀は百タラント、小麦は百
 石酒は百テ、油は百テ、鹽は量あるべし天は神の室のため
 に天の神の命する所凡て謹んで之を行なへ、又ちらずバ王どろ
 の子等どの國に恐くの震怒のやまん言あつ我等あんちろ論ず、
 祭司レビ人讀歌者門を守る者チテニ人あよび神のろの室の役者
 あよびは貧賦、租税、税金とを課すべりらず汝エズラ汝の手に
 ある汝の神の智慧あまたあひて有司あよび裁判人を立て河外ふ
 の一切の民するち汝の神の律法を知る者等を盡く審判せめ

汝らまた之を知ざる者を教へよ。凡そ汝の神の律法および王の律法を行ひざる者を迅速に罰せしめ、罪を定めて或は殺し、或は追放し、或は牢の貨財を没収し、或は獄に繋ぐべし。○我らの先祖の神エホバの讃べき哉、斯王の心にエルサレムあるエホバの室を飾る意を起させ、また王の前なるの議官の前と王の大臣の前にて我に矜恤を得させたまへり、我神エホバの手わが上におりしに因て我の力を得、イスラエルの中より首領たる人々を集めて我どもに上らしむ。

第二十六節

アルタレヤスタ王の治世に我どもにバビロンより上り來りし者等の宗家の長およびろの系譜、左のごとしニビチハスの子孫の中あてのケルモム、イタマルの子孫の中にて、ダニエル、ダビデの子孫の中にてハット、エシカニヤの子孫の中ハロシの子孫の中にて、エゼカリヤ、彼と偕にありて名簿に載られた

る男百五十人、バハタモアブの子孫の中にて、セラヒヤの子エリヨエナイ、彼どもある男二百人、エレカニヤの子孫の中にて、ヤハシエルの子、彼どもある男三百人、タアデンの子孫の中あてのヨナタンの子エベデ、彼どもなる男五十八人、セラムの子孫の中にて、アマリヤの子エサヤ、彼と偕ある男七十八人、ハレパチヤの子孫の中にて、エカエルの子セバデア、彼どもある男八十八人、トヨアブの子孫の中あて、エヒエルの子オバデア、彼どもある男二百十八人、ナシロミテの子孫の中にて、ヨシビアの子、彼どもある男百六十人、ベバイの子孫の中にて、ベバイの子セカリヤ、彼と偕ある男二十八人、アズガデの子孫の中にて、ハツカタンの子ヨハナン、彼どもある男百十人、アドニカムの子孫の中の後ある者等あり、其名をエリベレテ、ユエル、レマヤといふ、彼らと偕ある男六十人、ビグワイの子孫の中あて、ハウタイおよびザブデ、

彼等どもある男七十人○我かれらをアハワに流るゝところ
の河の邊に集めて三日の間かしこに天幕を張居たりし我民と
祭司とを閲せしレビの子孫一人も其處に居ざりけきバサナ
ハチ人を遣てエリエセル、アリエル、シマヤ、エルナタン、ヤリブ、ユル
ナタン、ナタン、ゼカリヤ、メシユラムなどいふ長たる人々を招き、ま
た歌詩を施す所のヨヤリブたよびエルナタンを招けり而し
て我カレビアといふ處の長イドの許に彼らを出し遣りせり即ち
我カレビアといふ處に在るイドの兄弟あるヲテニ人あ告べ
き詞を之の口に授け我等の神の室のためお役者を我等お携さへ
來れと言なるガズ我らの神よく我等を助りたまひて彼等つひに
イスラエルの子レビの子マヘリの子孫イシセケルを我らに携さ
へ來り、又セレビヤといふ者あよびろの子等と兄弟十八人ハレ
ヤビヤあらびにメラリの子孫のエサヤあよびろの兄弟とろの子

等二十人を携へきたチテニ人するハチダビデとろの牧伯等ダ
レビ人に事へまひるために設けたりしヲテニ人二百二十人を携
へ來れり此等の者の皆ろの名を掲げられたり三擧て我かしこ
るアハワの河の邊にて斷食を宣傳へ我等の神の前にて我等身を
卑し我らと我らの小き者と我らの諸の所有のために正しき途を
前さきんふと之に求む其我等さきお玉あ告て我らの神は
己を求むる者を見て善く助けまた己を棄る者おろの權能と震
怒とをあらわしたまふと言しお因て我道路の敵を防ぎて我等を
護るべき歩兵と騎兵とを王に請ふを差たればなりかくてこの
ことを我ら斷食して我等の神に求めけるに其斷食を容たまへり
當時に我祭司の長十二人即ちセレビヤ、ハレヤビヤあよびろの兄
弟十人を之どもに擇び金銀および器皿するハチ王とろの諸
官とろの牧伯と彼處の一切のイスラエル人とが我らの神の室の

ためお献げたる奉納物を量りて彼らに付せり。その量りて彼らの手に付せし者は銀六百五十ドラント、銀の器百ドラント、金百ドラントありき。また金の大壺二十あり、一千ダリクに當る、また光輝く精銅の器二箇あり、その貴きこと金のごとし。而して我かに言ひ汝等ハエホバの聖者あり、此器皿もまた聖し、又この金銀は汝らの先祖の神エホバお奉まつりし誠意よりの禮物あり。汝等エルサレムに至りてエホバの家の室お於て祭司レビ人の長等およびイスラエルの宗家の首等の前に量るまで之を伺ひ守るべし。是はお於て祭司およびレビ人らの金銀および器皿をエルサレムある我らの神の室に携へゆかんとて其重にまたおひて之を受取り。○我ら正月の十二日アハワの河邊を出たちてエルサレムに赴きなる。我らの神の手を我らの上に置き、我らを救ひて敵の手、また路に伏て窺ふ者の手に陥らめたるいさりき

三 我等すあいちエルサレムに至りて三日かしみに居し。四日にいたりて我らの神の室おいてその金銀および器皿をウリヤの子祭司アレモタの手に量り付せり。ビチハスの子エレアザル彼に副ふ、又エシユアの子ヨザバドおよびビンメイの子ノアデヤの二人のレビ人かれらに副ふ。即ちその一々の重と數を査べ其重をことごとく其時かきとめたり。浮國の人々のその浮國をゆるさきて歸り來し者イスラエルの神に燔祭を献げたり、即ちイスラエル全體にあたる牡牛十二を献げ、また牡羊九十六、羔羊七十七、罪祭の牡山羊十二を献じたり。是みるエホバにたてまつりし燔祭あり。彼等王の勅諭を王の代官と河外ふの總督等お示しければその人々民を助けて神の室を建ちむ。

第九章 是等れ事の成し後、收伯等我許にきたりて言ふ。イスラエルの民祭司およびレビ人諸國の民とはあれずして、カナン人へ、

テ人、ベリロ人、エブス人、アンモ人、モアブ人、エロブト人、アモリ人、
 などの中なる憎むべき事を行へり。即ち彼等の女子を自ら娶り、
 またろの男子に娶れば、聖祖諸國の民と相雜たり、牧伯たる者長た
 る者さきだちてこの想を犯せり。我ふの事を聞いて、我衣と袍を
 裂き、頭髮と鬚を抜き、慙き呆れて坐せり。イスラエル神は言を
 戦慄あふるる者、我のみな俘囚より歸り來し者等の想の故をもて我
 計に集まりしが、我の晩の供物の時まで驚きつゝ茫然として坐し
 ぬ。晩の供物の時にいたり、我ろの苦行より起て衣と袍とを裂た
 るまゝ味を屈めてわが神エホバにむひ手を舒て、言ける。我
 神よ、我のわが神に向ひて面を擧るを蓋て蔽らむ、其の我られ罪積
 りて頭の上にいで、我らの愆重りて天を達すればあり。我らの先
 祖の日より今日にいたるまで、我らの大ある愆を身に負り、我らの
 罪の故によりて我等と我らの王等および祭司たち、國々の王等

の手に付され、劍にかちられ、擄へゆかし、掠められ、面に恥をかうぶ
 き。今日れをどし。然るに今わがらの神エホバ、昔く恩典を施て
 して逃れ存すべき者を我らの中に覆し、我らをしてろの聖所にう
 ちし釘のごとくあらしめ、斯して我らの神われらの目を明にし、我
 らをして奴隸の中より少く生る心地せしめたまへり。我らも
 我らに奴隸の身あるもの奴隸たる時、我らに憐憫を施え、
 を忘れず、反てヘルシャの王等の目の前にて我らに憐憫を施え、
 て我らに活る心地せしめ、我らの神の室を建しめ、其被境を修理し
 しめ、エグとエルサレムにて我らに石垣をたたまふ。我らの神よ、已
 に是のおどくなれば、我ら今何と言のべんや。我等はやくも汝の命
 令を察たさばあり。汝か何て汝の候ある預言者等によりて命じ
 て宣せり。云く、汝ら夕往て獲んとする地、ろの各地の民れ汚穢
 により其憎むべき事によりて汚れたる地あして、此極より極ま

でろの汚穢けがれ盈みちみわたるあり。然さバ汝きみらの女子むすめを彼かれらに與あづかふ勿なれ、彼かれらの女子むすめをあんちらの男子おとこに娶めとる勿なれ、又何い暗くろまでもか
れらの爲ために平安やすみをも福祿ふくろくをも求もとむべからず、然さバ汝きみら旺盛わうじんに
してろの地の佳物けつぶつを食くらふことを得え永とこくこれを汝きみらの子孫こそんに傳つたへ
て産業さんぎんとあさしむるふとを得え、永とこくこれを汝きみらの惡わるき行ぎやうにより我われらの
大おほある愆とがによりて此事このことすべて我われ等に降くだりたりしが、汝きみ我われらは神かみの
わきらの罪つみよりも輕かろく我われらを罰ばつして我われらの中に是こののごとく人ひとを
遣つかしたまひたれど、我われ等われら再び汝きみの命令めいれいを破やぶりて是この等これられ憎にくむべき
行ぎやうある民たみと縁えんを結むすぶべけんや、汝きみ我われらを怒おこりて終はつに滅めつぼし盡はし遣つか
る者ものも逃にる者ものも無なあいたらしめたまひざらんや、主しゅイストラエル
の神かみエホバよ、汝きみの義ぎし、即すなはち我われら逃にぎて還かへること今日けふのごとし、今
我われら罪つみあまどいれて汝きみの前にあり、是こののために一ひと人ひととして汝きみれ前まへ
に立たつことを得える者ものなきあり

第十三節 エストラ神かみの室むろの前に泣なみ伏ふて、禱いのちりあつ、懺ざん悔かいしむる時は、男おとこ
女をんなあまひ兒こ女をんなのあまひだ多く、イストラエルの中より集あつひて、彼の許ところに
聚あつり來きたり、すべての民たみのいたく泣なみかあるに、我われらハわれられ、神かみに
エホバの子こシカニヤ答こたへて、エストラに言いふ、我われらハわれられ、神かみに
對たいひて罪つみを犯とがし、此地このちの民たみある異邦いほう人の婦女にょにょを娶めとり、然さバ我われ等われらの主しゅの教おほ
事にことにつきてハ、イストラエルに今いまある望のぞみあり、然さバ我われ等われらの主しゅの教おほ
誨おしへしたまひ、又また我われらの神かみの命令めいれいに、戰慄せんりつく人々の教誨おしへしたまひ、
で斯かくる妻さいをこそとて、く出し之これが産うむる者を去はなれ、いふ契約けいぎやくを今いま
われらの神かみあ立たん、而しかして律法りつぽうにしたまひて、之これを爲なせし、起おこよ、是
事ことハ汝きみの主しゅとる所ところなり、我われら汝きみを助たすくべし、心を強こころくして、之これを爲なせ
と、エストラや、おきて起おこあがり、祭司しやうしの長等ちやうとう、レビ人れびひとあまひ、イストラエル
の人衆ひとしゆをして、此言このことのごとく爲なさんと、誓ちかひしめたり、彼かれら乃すなはち誓ちかへり
かくて、エストラ神かみは家の前まへより起おこいで、エホバの子こハナ

ンは室あ入しお彼處に至りてもパンを食す水を飲ざりき、是の俘
 囚より歸り來りし者の惣を發へたればあり七斯てユダおよびエ
 ルサレムに遙ねく宣て俘囚の人々に盡く前して云ふ、汝ら皆エル
 サレムに集まるべし、凡そ牧伯等と長老等の諭言にしたがひて
 三日の内に來らざる者の皆ろの一切は所有を取あげらる俘
 囚の會より懸けらるべしと、是にわいてユダとベニヤミンの人々
 を三日の内あエルサレムあ集まきり、是の九月にして恰もろの
 月の廿日ありき、民みみ神の室は前ある廣塲あ坐して此事のため
 また大雨のために震ひ慄たり、時に祭司エズラ起て之あ言ける
 汝らハ罪を犯し異邦の婦人を娶りてエズラエルの惣を増りし
 然と今あんちられ先祖の神エホバあ懺悔してろの御旨を行へ、即
 ち汝等この地の民等および異邦の婦人とはあるべしと、會衆を
 あ聲をあけて答へて言ふ、汝ら我らに諭せるごとく我等あらず

爲べし、然と民ハ衆じ又今ハ大雨の候あま、我等外に立こと能
 はず、且てきハ一日三日の事業にあらず、其ハ我らこの事あつて
 大に罪を犯したればあり、然バ我らの牧伯等これ全會衆ため
 に立まよ、凡そ我等の邑の内にも異邦の婦人を娶りし者あらバ
 皆定むる時に來るべし、又るは各々の邑の長老および裁判人これ
 に伴ふべし、斯して此事を成バ我られ神の烈しき怒つひに我らを
 離るゝあらんとするの時立てこれあ逆ひし者のエサヘルの子ヨ
 ナタンおよびテトラの子ヤハコア而已、メシユラムおよびレビ人
 シヤベタイあきを賛く、俘囚より歸り來りし者つひに然あし、祭
 司エズラおよび宗家の長、數人ろの宗家にまたおひて名指して撰
 ぶ、十月の一日より共に坐してこの事を査べ、正月の一日あ至
 りてやうやく異邦の婦人を娶りし人々を盡く査べ畢れり、祭司
 の徒の中あて異邦の婦人を娶りし者ハ即ちエザダの子エリュ

アの子等あよびろの兄弟マアセヤ、エリエセル、ヤリブ、ゲダリヤ、
 彼らゐろの妻を出さんといふ誓をあし已に愆を獲たればとて牡
 羊一匹をろの愆のために献げたり。インメルの子孫ハナ、あよ
 びセバデヤ、ニハリムの子孫マアセヤ、エリヤ、シマヤ、エヒエル、ウ
 ヤ、ニバシユルの子孫エリオエナイ、マアセヤ、イシマエル、手
 ル、ヨザバデ、エラサ、レビ人の中にてハヨザバデ、シメイ、ケラヤ、
 ちケリタ、ベタヒヤ、ユダ、エリエセル、（譯者の中にてハヨザバデ、シメイ、ケラヤ、
 プ門を守る者の中にてハシヤルム、デレム、あよびウリ、イヌラエ
 ルの中にてハバロシの子孫ラミヤ、エシヤ、マルキヤ、ミヤミン、エ
 アザル、マルキヤ、ベナヤ、エラム、ハ子孫マツタニヤ、ゼカリヤ、エ
 エル、アブデ、エレモタ、エリヤ、（譯者の中にてハヨザバデ、シメイ、ケラヤ、
 シブ、マツタニヤ、エレモタ、ザバデ、アサザ、（譯者の中にてハヨザバデ、シメイ、ケラヤ、
 ハナニヤ、ザバイ、アテライ、（譯者の中にてハヨザバデ、シメイ、ケラヤ、
 子孫ノシユラム、マルタ、アダヤ、

ヤシユブ、シヤル、エレモタ、（譯者の中にてハヨザバデ、シメイ、ケラヤ、
 ナヤ、マアセヤ、マツタニヤ、ベザレル、ピンズイ、マナセ、（譯者の中にてハヨザバデ、シメイ、ケラヤ、
 孫エリエセル、エシヤ、マルキヤ、シマヤ、シメオン、（譯者の中にてハヨザバデ、シメイ、ケラヤ、
 タ、シマリヤ、（譯者の中にてハヨザバデ、シメイ、ケラヤ、
 レテ、エレマイ、マナセ、シメイ、（譯者の中にてハヨザバデ、シメイ、ケラヤ、
 ル、（譯者の中にてハヨザバデ、シメイ、ケラヤ、
 ニヤ、マツタナイ、ヤアス、（譯者の中にてハヨザバデ、シメイ、ケラヤ、
 アダヤ、（譯者の中にてハヨザバデ、シメイ、ケラヤ、
 ヤ、シマリヤ、（譯者の中にてハヨザバデ、シメイ、ケラヤ、
 フタテヤ、ザバデ、セビナ、イド、ヨエル、ベナヤ、（譯者の中にてハヨザバデ、シメイ、ケラヤ、
 娶りし者あり、ろの婦人の中にハ子女を産し者もありき

尼希米亞記

第一章

一 ハカリヤの子チヘミヤの言詞第二十一年キスレウの月我

の者どもにエダより來りしかば我俘虜人の遺餘ある夫の逃を

かへりしエダヤ人の事およびエルサレムの事を問たづねしむ

彼ら我に言なるハ俘虜人の遺餘ある夫の州内の民ハ大ある患難

お遣ひ凌辱に遭ふ又エルサレムの石垣ハ打崩され其門ハ火に焚

たりと曰我ハ其の言を聞坐りて泣き數日の間哀しき斷食し天の神

に祈りて言ふ天の神ハ大ある畏るべき神己を愛し己の詔

命を守る者にむかひて契約を保ち恩恵を施したまふ者よハね

タハくハ耳を傾け目を開きて僕の新命を賜ひれたまへ我ハ

汝に僕あるイスラエルの子孫の汝にむかひて犯せし罪を懺悔す誠に我

等イスラエルの子孫の汝にむかひて犯せし罪を懺悔す誠に我

我父の家も罪を犯せり。我らにむかひて大お聞き事を行ひ
 汝の僕モ一に汝の命じたまひし誠命をも法度をも例規をも守
 りざりき。ハ請ふ汝の懇モ一に命じたまひし言を憶ひたまへ。汝
 言に云く汝ら若罪を犯さむ我汝らを國々に散さん。然きども汝
 らもし我にたちかへり我誠命を守りてこそを行ふ。ハ我名を住らせ
 るきて天の涯あをるども我ろこより汝等をおめ我名を住らせ
 んどて撰ひし處にきたらむめんど。ハ是等の者ハ汝が大
 なる能力と強き手をもて賄ひたまひし汝の僕あんちの民あり。ハ
 主よ請ふ僕の祈禱もよび汝の名を畏む。ハ汝の僕あんちの民あり。ハ
 祈禱に耳を傾けたまへ。願くハ今日僕を助けて此人の目の前に僕
 憫を得させたまへ。この時我ハ王の酒人ありき。ハ

第二章

一節

ニ

ハ

王の

二十年

ニ

サンの

月王の

前に

て憂色を帯し。ハ王わきに言はるは汝は疾病も有き
 るに何とて面に憂色を帯るや。是他ならず心に憂ふる所あるあり
 と。是にありて我甚だ大に懼きたり。ハ王に奏して曰ふ。願
 くハ王長壽かれ。我ハ先祖の墓の地たるろの邑ハ荒蕪ろの門ハ火
 あて焚きたまへ。我ハ先祖の墓の地たるろの邑ハ荒蕪ろの門ハ火
 向ひて然らむ。汝何をあさんと願ふや。と言ければ我す。ハ天の
 神に祈りて王に言けるハ王もし之を善としたり。ハ王の
 前に思を得たる者あり。ハ王の前に思を得たる者あり。ハ王の
 あ我を遣ひして我にこれを建起さじ。めたまへ。ハ王の
 に坐しをり。ハ王わきに言けるは汝が往てをる間ハ何程なる
 きや。何時頃歸りきたるや。と王かく我を遣ひす。ハ王の
 ば我期を定めて奏せり。ハ王わきに言けるは汝が往てをる間ハ何程なる
 あたまのハ請ふ。ハ王わきに言けるは汝が往てをる間ハ何程なる

て我をユダまで通さしめたまへ。また王の山林を守るアサフに
 與ふる書をも賜ひ彼をあて殿に属する城の門を作り邑の石垣を
 上び我が入べき家に用ふる材木を我に授けあめたまへ。我神善
 く我を助けたまひしに因て王を我に允せり。是にあいて我
 河外よの總督等に詣りて王の書をこれに付せり。王の軍長數人に
 騎兵をろへて我に伴ふせたり。時にホルニ人サンパテおよび
 びアルモニ人奴隷トビヤみれを聞きイスラエルの子孫の安事を
 求むる人來れり。とて大に憂ふ。我つひにエルサレムに到りて彼
 處に三日居りける。後さ夜中に起いでたり。數人の者われに伴ふ、
 我のわが神ガエルサレムのために爲せんとて我心に入たまひし
 所の事を何人あも告あらせず。亦我が乘る一匹の畜の外に畜を
 引つとさきりき。我すあひち夜中に立いで谷の門を通り龍井に對
 面を經義門に至りてエルサレムの石垣を聞せしにろの石垣の顔

れをりろの門の已に火に焚てありき。昔かくて又前みて泉の門に
 ゆき王の池にいたりしに我が乘る畜の通るべき處あかりき。我
 亦ろけ夜の中に溪川に沿て進むのぼりて石垣を觀めぐり頓て身
 を反して谷の門より歸りいりぬ。然るに牧伯等の我が何處に往
 しか何を爲しかを知らざりき。我また未だこれをユダヤ人にも祭司
 にも貴き人にも方伯等にも其他の役人にも告しらせざりし。おそ
 運に彼らに言ける。汝らの見るおどく我等の境遇の悪くエルサ
 レムに荒れてろの門の火に焚たり。來れ我等エルサレムの石垣を
 築きあげて再び世の凌辱をうくることあるからんと。而して我わ
 が神の善われを助けたまひし事を彼らに告げまた王の我に語り
 し言詞をも告あらせければ去來起て築かんと。言ひ皆奮ひてこの
 美事を爲んとす。其時にホルニ人サンパテアンモニ人奴隷トビ
 ヤおよびアラビヤ人がレムこを聞て我らを嘲けり。我等を侮り

て言ふ汝ら何事をあすや王に報かんとするあるかと言ふ我するは
 ち答へて彼らに言ふ天の神われらをして志を得させたまはん故
 に其僕たる我等越で築くべし然と汝らハエルサレムに何の分も
 むく構理もあらず記念もなしと
 羊の門を建て之を聖別するの扉を設け尙も之を聖別てハシメ
 アの成樓に及ばし又ハナテルの成樓に及ばせりヨロの次にハ
 リコの人々築き建て其次ハハシメの子ザツクル築き建たり
 魚の門ハハツセナの子等これと建構へるの扉を設けて之を鎖
 と門を施せりヨロの次にハハツコの子ウリヤの子メレモ
 修繕をみじ其次ハハシメの子ベレキヤの子メシヨラム修
 繕をみじヨロの次にハハツコの子ウリヤの子メレモ
 アコア人等修繕をみせり但しヨロの貴き族ハヨロの主の工事に服せ

さりき古門ハハセアの子ヨイアダおよびベツダヤの子メシ
 ラムみれを修繕し構へるの扉を設けて之に鎖と門を施せり
 の次にハハツコの人メラツヤ、メロント、ハヤ、河外ハの總督の
 管轄あ属するギベオン人メラツヤ、メロント、ハヤ、河外ハの總督の
 にはハハツコの子ウリヤ、メロント、ハヤ、河外ハの總督の
 者ハナニヤあど修繕をなしハエルサレムを堅うして石垣の廣き處
 にまで及べりヨロの次にハハツコの子ウリヤ、メロント、ハヤ、河外ハの總督の
 レバヤ修繕をみせりヨロの次にハハツコの子ウリヤ、メロント、ハヤ、河外ハの總督の
 相對ふ處を修繕りヨロの次にハハツコの子ウリヤ、メロント、ハヤ、河外ハの總督の
 みせりヨロの子ハツコの子ウリヤ、メロント、ハヤ、河外ハの總督の
 も一方を修繕しまた城の櫓を修繕へりヨロの次にハハツコの子ウリヤ、メロント、ハヤ、河外ハの總督の
 け郡の半の知事ハハツコの子ウリヤ、メロント、ハヤ、河外ハの總督の
 をみせりヨロの次にハハツコの子ウリヤ、メロント、ハヤ、河外ハの總督の

建ふるはしてろけ扉かどを設け之に鎖くわと門かどを施おこしたまた奠たてまつれ門までの石垣いしきり一千キユビトを修繕つくろり舊ふるの門はベタハケレムの郡の半の知事レカブの子マルキヤこれを修繕つくろひ之を建ふるはしてろの扉を設け之に鎖と門を施おこせり泉いづみれ門の知事コホセの子シャルンこれを修繕つくろひ之を建ふるはして覆おほひろの扉を設け之に鎖と門を施おこせりまた主の國の邊なるセラの池に沼る石垣を修繕つくろてダビデの邑より下るところは階級かいかいにまで及およびせりまた後あとにハバズルの郡の知事アズブクの子チヘヤ修繕つくろををしてダビデの墓に對ふ處にまで及および堀池ほりいけに至り勇士宅に至れりケイラの郡の半の知事ハレヤセヤの郡の爲ために修繕つくろををし其次にろの後あとにケイラの郡の半の知事ヘナダデの子バワイあそいふろの兄弟修繕つくろををしするの次にハエシユアの子ミヅバの知事エ

セル石垣いしきりの勢にある武器庫ぶきぐらに上る所に對へる部分を修繕つくろひするの後にハザバイの子バルク力を竭つくして石垣の勢より祭司の長エリアレブの家の門までの部分を修繕つくろひするにハクコツの子ウリヤの子イレモテエリアレブの家の門よりエリアレブの家の極までの部分を修繕つくろひするの次にハシエバ己の家と相對ふををしするの次にハベニヤミンあよびハシエバ己の家と相對ふ處を修繕つくろひ其次にハアナヤの子マテセヤの子アザリヤ己の家に近き處を修繕つくろひするの次にハナダデの子ピンヤアザリヤの家より石垣の勢角までの部分を修繕つくろへり至いたハザイの子ハタルハ石垣の勢に對ふ處あよび王の上の家より建たえ出たる戌樓うしろうに對ふ處を修繕つくろり是ハ侍衛の應おとこに近し其次にハバロレの子ハダヤ修繕つくろををしせり又時にチテニ人オベルに住すをりて東の方水かたみづの門に對ふ處あよび建たえ出たる戌樓に對ふ處まで及およべりするの次にハ

コハ人達出たる大茂樓に對ふところの部分を修繕てオベルの石垣に及ぼせり馬の門より上の祭司等おのくの己の家と相對ふ處を修繕り其次にハカニヤの子シヤといふ東の門を守る者修繕をあじまろの次ハレレミヤの子ハナニヤおよびザラフの第六の子ハモン一方を修繕ひろの後にハレレミヤの子メシエタハ己の室と相對ふ處を修繕へりまろの次にハ金工の一人マルキヤといふ者ハレレミヤカデの門と相對ふ處を修繕ひて隅の昇口にいたりマテハ人および商人の家に及ぼせりまた隅の昇口と羊の門の間の金工および商人等てきを修繕へり

第四節
 茲にサン巴拉デとくらが石垣を築くを聞て怒り大に憤

はりてユダヤ人を罵きり即ち彼ろの兄弟等およびサヤリアの兵の前に語りて言ふ此軟弱しきユダヤ人何を爲や自ら強くせ

第四

妹にサンバラチ足きらが石垣を築くを聞いて怒り大に憤
 ユダヤ人を罵きり＝即ち彼らの兄弟等あまひササリアの
 前に語りて言ふ此軟弱じきユダヤ人何を爲や、自ら強くせ

んどするか、獻祭をなさんとするか、一日に事を終へんとするか、塵堆
 の中の石の既に燃たるに之を取出して活きんとするか、此時に
 アシモ二入トビヤうの傍にありてまた言ふ彼らの築く石垣の孤
 上るも圯るべしと我らの神よ聴たまへ、我らの侮らる廟くの彼
 らの出す凌辱をうの身の首に歸し、彼らを他國に擄ひきしめ、掠
 れしめたまへ、彼らの怒を蔽ひたまふ勿き、彼らの罪を汝の前よ
 り消去しめたまひきれ、其の彼ら築建者の前へ汝の怒を惹おこ
 したまへ、あり、斯むを石垣を築きけるが石垣のみ、己に相連
 りてうの高さの半にまで及べり、其の民心をこめて操作たまへ
 あり、然るにサンバタアトビヤアラビヤ人、アンモ二一人、アレ
 人等エルサレムの石垣改修れ、其破壊も次第に塞ぎりと開て大に
 怒り、皆どもに相結びてエルサレムに攻来らんとむうの中に擾
 亂を起てさんどせり、是に對て我ら神に祈禱をなせむ、其の

ために日夜守望者を置て之に備ふ。ユダ人の言ひ荷を負ふ者の力衰へしが上に灰土をびたましくして我ら石垣を築くこと能はずと。我らの敵の言ひ彼等が知すまた見ざる間、我ら其中に入り之を殺してその工事を止めんとす。又彼らの邊に住るユダ人来る時、我らに告て言ふ。汝ら我らの所に歸らざるべからずと。其事十次にも及べり。是に因て我ら石垣の後の露ある低き處に民を置き、劍、鎗、また弓を持せてその宗族にしたがひて之をう。我々觀めくり起て貴き人々および牧伯等あらびある餘の民に告て云ふ。汝ら彼等のために懼るゝ勿れ。主の大にして畏るべきを憶ひ、汝らの兄弟のため、男子、女子のため、妻および家のため、戦かへよと。我らの敵のたすの我らに知れたるをきよて、その謀計を神に破られたるを聞しによりて、我ら皆石垣に歸り、各々その工事をなせり。其時より後、わが僕半の工事に操作する半の鎗、楯、弓

を、持て鎗を着たり、牧伯等のユダの全家の後にありき。我ら石垣を築く者および荷を負ひはこふ者の各々、片手をもて工事を爲し、片手に武器を執り、築建者のための、その腰に劍を帶て、築建つ、又喇叭を吹く者、我ら傍にあり、我々貴き人々および牧伯等あらびにその餘の民に告て云ふ。此工事は大にして廣けれ、我等石垣にありて、彼此に相離ること遠し。何處にもあれ、汝ら喇叭の音のきこゆるを聞ば、其處に奔あつたりて、我らに就け、我らの神われらのため、戦ひたまふべしと。我ら斯して工事をなしける。半の者の東雲の出るより星の現れるまで、鎗を持をれり。當時、わが亦民に言らく。皆あ、のく、その僕どもにエルサレムの中に宿り夜、我らの防守となり、晝の工事をとどむべしと。而して我もわが兄弟等も、わが僕も我に従ふ。防守の人々も、その衣服を脱ぎ、水を汲に出るにも、皆武器を執れり。

第五節 禁に良才の妻どもにうの兄弟あるユダヤ人あむうひ
て大いに叫べり。或人言ふ我等および我らの男子、女子の多し我
ら穀物を得食ふて生きるべからず。或人の言ふ我らの我らの田
畑、葡萄園および家をも質となすあり、既に飢に迫れ、我らに穀物
を獲させよ。或人言ふ我らの我らの田畑および葡萄園をもて金
を貸て主の租税を納む。然と我らの肉も我らの兄弟の肉も同じ
く我らの子女も彼らの子女と同じ、視よ我らの男子、女子を人あ伏
從ひせて奴隸とあす、我らの女子の中すてに人に伏從せし者もあ
り、如何ども爲ん方法あし其の我らの田畑および葡萄園の別の人
の有とありたきとありと。我の彼らの叫ぶは是等の言を聞て
大に怒きり。是をあいて我心に思ひ計り、貴き人々および牧伯等
を責てこれに言ける。汝らの各々うの兄弟より利息を取るあり
と、而して我かれらの事につきて大會を開き、彼らに言ける。我

らに異邦人の手に賣きたる我らの兄弟、ユダヤ人を我らの力にし
たるひて贖へり、然るにまた汝等、己の兄弟を賣んとするや、いか
で之をわきらの手に賣るべけんやと、彼らに黙して言なかりき。
我また言ける。汝らの爲すところ善らず、汝らの我らの敵たる異
邦人の誹謗をあもひて、我等の神を畏れ、切な事をあすべし。非ず
や、我もわが兄弟および僕等も同じく金と穀物とを貸て利息を
取ことをあす、願くは我らこの利息を應ん、諸ふ汝ら今日にも彼
らの田畑、葡萄園、橄欖園および家を彼らに還さ、また彼らに貸わた
るて金穀物および酒油あとの百分の一を取ることを廢よと、彼
ら即ち言ける。我ら之を還すべし、彼らに何を要めざらん、汝の
言ることく我ら然あすべしと、是に於て我祭司を呼び彼らをして
此言のさどく行ふふといふ協を立しめたり。而して我わが胸懷
を打拂ひて言ふ。此言を行ひざる者をバ願くは神是のさどく凡て

打拂ひてろの家、あゝひろの業を離させたまへ、即ちろの人の斯打拂はれて空しくあるし、時、あ會衆あるアメンと言てエホバを讚美せり、而して民、この言のどくお行へり言、且また我がユダの地の總督に任せらるし時より、即ちアルタセヤスタ王の二十年より三十二年まで十二年の間、我もわが兄弟も總督の受べき祿を食さりき、まわ以前にありし舊の總督等の民に重荷を負せて、パンと酒とを是より取り、其外にまた銀四十シケルを取き、然のまならずの僕等も亦民を壓せり、然ども我の神を畏るゝに因て、然せきりき、我の反てこの石垣の工事に身を委ね、我等何の田地をも買ひ、みと無し、我僕、皆のしみに集りて、工事をあせり、且また我席に、ユダヤ人あゝひ牧伯等百五十人あり、其外にまた我らの周囲の異邦人の中より、我らに來れる者等もありき、是をもて一日に牛一匹、肥たる羊六匹を備へ、亦雞をも許多備へ、十日

に一向種々の酒を多く備へたり、是ありしかども、この民の役あるに、因て我の總督の受くべき祿を要めきりき、まわが神よ、我の此民のために爲る一切の事を、憶ひ仁慈をもて我をあしらひ給へ

〔第六節〕

一サンバトラテ、トセヤあゝひアトラビヤ人ガシムあらびに、ろ

の餘の我らの敵、我が石垣を築き終りて、一の破垣も遺らずと聞り

(然どろの時、未だ門扉を設けきりしあり) 是にありてサンバ

ラテとガシム、我に言つかひしなる、我らオノの平野ある某

の村、あて相會せん、どろの實、我を害せんと思ひしあり、我すな

り、ゆくことを得ず、なんぞ工事を離れ、汝らの所に下りゆきて、ろの

間、工事を休まず、なんやと、彼ら四次まで是のどく我に言遣

ひしけるが、我の何時もあくのごとく之に答へたり、是あありて

ヤンバトラテまた五次目に、ろの僕を前のごとく我に遣とせり、其手

に封ぜざる書を携はふ。その文云く、國々あて言傳ふが、
もまた然いふ。汝のサダヤ人どもも叛かんとして之がために石
を築けり、而して汝の王とあらんとす。その言どころは是の
み。是れまた汝の預言者を設けて、汝の事をエササレムに宣しめ
ユダに王ありと言ひむといひ傳ふ。恐く、その事の言のごとく
王に聞えん。然バ汝いま來き我ら共に相議らん。我すなり。彼
に言つかのし。なる。汝の言ることとき事を爲し。事な心。惟あんち之
を巴の心より作りいだせるあり。と。彼らの言わをを懼しめ
んとせり。彼ら歸らく斯るさバ彼ら手弱りて工事を息べ。されバ工
事成さるべし。と。今ねおそく。我手を強くしたまへ。かくて後我
ムハカベルの子デラヤの子セハヤの家に住む。に彼開こも。居て
言らく。我ら神の室に到りて神殿の内を相會し。神殿の戸を開。か
ん。彼ら汝を殺さん。とて來るべ。と。さバあり。必ず夜のうちに汝を殺

さん。とて來るべし。と。我言ける。我をさき人いかで逃べ。や。
我をさき身に。して。誰か神殿に入て生命を全うする。ことを爲んや。
我の入上。と。生。我曉れる。神かれを遣ひしたまひし。非ず。彼が我
にむかひて。此預言を説し。トセヤとサンハタ。彼ふ賄賂したれ
バあり。と。彼ふ賄賂せし。此事れためあり。即ち我をして懼きて。然
あして罪を犯さ。と。め。惡き名を我に負する種を得て。我を辱しめん
とて。なり。さ。言わ。神トセヤサンハタ。あ。よ。女預言者ノアデ
ヤ。あ。ら。び。に。ろ。れ。他。の。預。言。者。あ。凡。て。我。を。懼。き。し。め。ん。と。す。者。等
を。憶。わ。て。ろ。の。行。爲。あ。報。を。あ。した。ま。へ。○。石垣の五十二日を歴て
ユル。の。月。の。二。十。五。日。に。成。就。せ。り。我。ら。の。敵。者。を。聞。た。れ。バ
我。ら。の。周。圍。の。異。邦。人。凡。て。怖。き。大。に。面。目。を。う。し。あ。へ。り。其。の。敵。等
あ。れ。工。事。の。我。ら。の。神。れ。爲。た。ま。ひ。し。者。あ。り。と。曉。り。た。れ。と。あ。り。と。其
頃。ユダの貴き人々を。書。を。トセヤ。あ。く。れ。り。トセヤの書も

また彼らに來り、トビヤのアラの子シカニヤの婿あるをもて
 ユダの中に彼と盟を結べる者多かりしが故あり、トビヤの子ロハ
 ナンも亦ベレキヤの子メシユラムの女子を妻に娶りたり、彼ら
 のトビヤの善行を我前に語り、また我言を彼に通ぜり、トビヤの常
 に書をあくりて我を懼かしめんとせり
第七節 石垣を築き扉を設け門を守る者、譴服者およびレビ人を
 立て、にわよびて、我わが兄弟ハナニたよび城の宰ハナニヤをし
 てエルサレムを治めしむ、彼の忠信なる人にして衆多の者あ
 て神を畏る者あり、我かきらに言ふ日の熱くあるまで、エル
 サレムの門を啓くべからず、人々の立て守りをする間に門を開
 て汝らこれを堅うせよ、汝らエルサレムの民を番兵に立て、各々
 の所を守らしめ、各々にその家と相對ふ處を守らしめよ、田邑
 の廣くして大ありしかども、その内の民の寡くして家の未だ建さ

りき、○我神のわが心を貴き人々、牧伯等および民を集めて、その
 名簿をしらぶる思念を起さしめ、たゞへり、我最先に上り來りし者
 等の系圖は書を得て見、にその中に書あるして曰く、往昔バビロ
 ンの王キブカダチザルに據へられ、バビロンに遷させたる者のう
 ら俘囚をゆるされて、エルサレムおよびユダに上り、その己の
 邑に歸りし、此州の者の左の如し、是皆セルバベル、エシユア、チ
 ミヤ、ヤザリヤ、ラアミヤ、ナハヤニ、モルデカイ、ビルシャヤ、ミ
 テビグワイ、チホルム、バアナ等、あ随ひ來り、そのイスラエル民の
 人數は、是のまじハバロンの子孫二千七百七十二人、ルバタヤの
 子孫三百七十二人、アラの子孫六百五十二人、エシユア、アド
 プの族たるバハテモアの子孫二千八百十八人、エシユラムの子孫
 千二百五十四人、サザノの子孫八百四十五人、サザカイの子孫
 七百六十人、ビシヌイの子孫六百四十八人、ベバイの子孫六百

二十八人、アズガデの子孫二千三百二十五人、アドカ五の子孫六百六十七人、ヒグライの子孫二千六十七人、アデンの子孫六百五十五人、ヒゼキヤの家の子孫九十八人、ハモムの子孫三百二十八人、バザイの子孫三百二十四人、ハリフの子孫百十二人、ギベオンの子孫九十五人、エラヘムおよび子トバの人百八十八人、アオムアの人百二十八人、ベテラズム、タの人四十二人、キリアタヤリム、ケヒラおよびベエロテの人七十四人、十三人、ラハおよびケボの人六百二十一人、キタマヤの人百二十二人、ベサルおよびワイの人百二十三人、他のチボの人五十二人、他のエラムの民千二百五十四人、マリムの民三百二十人、エリコの民三百四十五人、ロムバデおよびオンの民七百二十一人、エセオアの子孫三千九百三十人、祭前のエシキアの家のエダヤの子孫九百七十三人、エシエルの子孫千五十二人。

○ 聖レビ人ハホヅワの子等エシユアデカデヨエルの子孫七十四
 人○ 聖歌者ハアサフの子孫百四十八人○ 聖門を守る者ハレヤ
 ルムの子孫、アタルの子孫タルモンの子孫、アウタナの子孫、ハチタ
 の子孫、シヨバイの子孫百三十八人○ 聖子テニ人ハハの子孫、バ
 スバの子孫、タバガタの子孫、タロスの子孫、レアの子孫、バドン
 の子孫、タレバの子孫、ハガバの子孫、サルマイの子孫、ハナシの子
 孫、ギタルの子孫、ガハルの子孫、革レアヤの子孫、レヤンの子孫、チコ
 ダの子孫、ガザムの子孫、ウザの子孫、バセアの子孫、タベサイの子
 孫、メウハの子孫、ゴフセラムの子孫、バタガタの子孫、ハタバの
 子孫、ハルホルの子孫、バヅリタの子孫、ノヒダの子孫、ハルシヤの
 子孫、バハコスの子孫、セセラの子孫、テマの子孫、タガアの子孫
 ハタバの子孫等あり○ 聖ソロモン
 の僕たりし者等の子孫ハ即ち

ソタイの子孫、ソベレテの子孫、ペリダの子孫、スヤアラの子孫、ダル
コンの子孫、ギデルの子孫、レバテヤの子孫、ハフタルの子孫、ボク
レタハツセバイムの子孫、アモンの子孫、チテニ人、ドソロモンの
僕たりし者等の子孫、といひ合せて三百九十二人。○またタルメラ、
タルハレサ、タルブ、アリン、およびインメルより上り來る者あり
し、その宗家、どの血統を前してイスラエルの者あるを明かに
し、そのことを得きり、是すあるうち、デラヤの子孫、トビヤの子孫、
ニコダの子孫、あして合せて六百四十二人。○祭司の中に、ホバヤ
の子孫、ハツコブの子孫、バルロライの子孫、あり、バルロライの
アデ人、バルロライの女を妻に娶りて、その名を名りしあり、是等
の者、系圖に載る者等の中に、その籍を尋ねたれども、在りき、是故
に汚れたる者として、祭司の中より除かざたり。タルメラヤ、即ち
ち之に告てウリア、とトンニムを帶る祭司の興るまで、乃至聖物を

食ふべからずと言ひ、○會衆あひせて四萬二千三百六十人、をこ
の外に、その僕婢七千三百三十七人、謳歌男女二百四十五人あり、六
の馬七百三十六匹、その騾二百四十五匹、駱駝四百三十五匹、驢
馬六千七百二十四匹。○祭司の長の中、工事のために物を納めし人
々あり、タルメラヤ、金一千ダリク、鉢五十、祭司は衣服五百三十襲
を施ふして、庫に納む。また宗家の長、戴人の金二萬ダリク、銀二
二百斤を工事のため、庫に納む。その餘の民の納めし者、金二
萬ダリク、銀二千斤、祭司の衣服六十七襲なりき。かくて祭司、レビ
人、門を守る者、謳歌者、民等、チテニ人、およびイスラエル人、すべて
は邑々、あ住り、イスラエルの子孫、かくてその邑々に住み、をりて七
月にいたりぬ。

第八章 一、技、民、ミ、あ一人のごとくになりて、水の門の前なる廣場
に集り、學士、エズラに請て、エホバのイスラエルに命じたまひしモ

一七の律法の書を携へきたらんことを求めたり。この日するに
 ち七月一日祭司エズラ律法を携へ來りてその集りを男女およ
 び凡て聴て了ることを得るどころの人々の前に至り。水の門の
 前ある廣場にて曙より日中まで男女および了り得る者等の前に
 こそを臨み、民みる律法の書に耳を傾く。學士エズラこの事のた
 めに預て設けたる木の臺の上に立たり。その傍に右の方に
 マタテヤ、シセ、アナヤ、ウリヤ、ヒルキヤ、およびマアセヤ立をり。
 の方にバダヤ、セサエル、ヤルキヤ、ハレユム、ハレバダナ、セカリヤ、お
 よびメシエラム立をる。エズラ一切の民に目の前あるの書を開
 けり。彼一切の民より高きところに立たり。かれが開きたる時に民
 みる。起あされり。エズラするに、大神エホバを敬しければ民み
 る。その手を舉て應へて。アーメン、アーメンと言ひ、首を下げ、地お伏
 伏て。エホバを拜めり。

ヤバタイ、ホデヤ、マアセヤ、カリタ、アザリヤ、ヨザバデ、ハナン、ベラヤ
 およびレビ人等民に律法を了らしめたり。民はらの所お立をる。
 彼等らの書に就て神の律法を朗かお讀み。且その意を解あかして
 る。の處どころを之に了らしむ。時にテルレヤたる。エズラ祭司
 司たる。學士エズラおよび民を教ふる。レビ人等一切の民にむかひ
 て。此日の汝らの神エホバの聖日あり。哭く。あかれ泣な。かきと言ひ、
 其の民みる律法の言を聴て泣きたるあり。而して彼らに言ける。
 汝ら去て肥たる者を食ひ。甘き者を飲め。而してその備ををし得
 ざる者に之を分ち。あくれ。此日の我らの主の聖日あり。汝ら憂ふる
 ことをせさき。エホバを喜ぶ事。汝らの力ある。あかし。レビ人
 も亦一切の民を靜めて言ふ。汝ら黙せよ。此日の聖き。あかし。憂ふる
 勿れ。と。一切の民するに。去て食ひ。かつ飲み。又人に分ち。あくり
 て大ある喜悅ををせり。是のの歸き。かさ。し言を了りし。故。

り○まろの翌日一切の民の族長等祭司あよびレビ人等律法の誦
を學ばんとして學士エズラの許あ集り來り律法を視るにエホバ
のモーセあよりて命じたまひし所を録して云く七月の節會にハ
イスラエルの子孫茅廬に居るべしと又云く一切の邑々あよび
エルサレムに布傳へて言べし汝ら山に出ゆき橄欖の枝油木の枝
烏枯の枝棕櫚の枝あよび茂れる木の枝を取りたりて録さきたる
まどく茅廬を造きと是に於いて民出ゆきて之を取りたり各
々ろの家の屋背れ上あるひろの庭あるひ神の室の庭あるひ
水の門の廣場あるひエフライムの門の廣場に茅廬を造きり
ま拂ひれゆきて歸り來りし會衆をみ斯茅廬を造りて茅廬に居り
メンの子ヨシユアの日より彼日までハイスラエルの子孫斯あて
あひし事あるし是をもてろの喜悅はみこだ大ありき初の日より
終の日までエズラ日ハ神の律法の書を誦り人衆七日の間節筵

第九章

をあてあひ第八日にいたり何にしたがひて聖會を開けり
一ろの月の二十四日にイスラエルの子孫あつよりて廟食
し麻布を纏ひ土を蒙りニイスラエルの育たる者一切ハ異邦人
どとあれ而して立て己の罪と先祖の愆とを懺悔し三哲々の
ダラの處に立てこの日の四分の一をもてろの神エホバの律法の
書を誦し他の四分の一をもて懺悔をなしろの神エホバを拜めり
四時にエシユア、パニ、カデミエル、シパニヤブンニ、セレビヤ、パニ、ケ
ナニ等レビ人の臺に立ち大聲を擧てろの神エホバに呼ひれり五
斯てまたエシユア、カデミエル、パニ、ハシヤブニヤ、セレビヤ、ホデヤ、
セパニヤ、ベタヒヤあぞのレビ人言けらく汝ら起あがり永遠より
永遠にわたりて在す汝らの神エホバを讃よ汝の尊き御名の讃べ
きかる是ハ一切の讚にも崇にも遠く超るなり汝ハ唯あんちの
エホバにまします汝ハ天と諸天の天あよびろの萬象地とろの

上の一切の物ならびに海の中の一切の物を造り之をみどとく保存せたまふあり、天軍あんちを拜す。汝のエルサレムにまします、汝の在昔アブラムを撰みてカルデアにウルより之を導きいだし、アブラハムといふ名をこれにつけ、その心の汝の前に忠信あるを觀るありし之に契約を立て、カナン人、ヘテ人、アモリ人、ペリシ人、エブス人およびギルガシ人の地をみよに與へるの子孫に授けんと宣まひて、終に汝の言を成たまへり、汝の實に義し、汝と我らの先祖を聽い、異兆と奇蹟とをあらわして、バビロンの諸臣の叫ぶを聽い、異兆と奇蹟とをあらわして、バビロンの諸臣との國に庶民を攻たまへり、われらに傲りて我らの先祖等を攻し、ことを知たまへるあり、而して汝の名を揚たまへること、尙今日のごとし。汝のまた彼らの前にあたりにて海を分ち、彼らを、して早ける地を踏、海の中を通らしめ、彼らを退ぶ者をバ石を大

水に投いるごとくに、淵に投いたまひ、また晝の雲れ柱をもて、彼らを導き、夜の火の柱をもて、其往べき路を照したまひき。汝のまたシナイ山の上に降り、天より彼らと語ひ、正しき例規および眞の律法、善き法度および誡命を之に授け、汝の聖安息日を之に命じ、汝の僕モーセの手によりて、誡命と法度と律法を之に命じ、天より食物を之に與へて、その饑を止め、雲より水を之のために出して、その渴を癒し、且この國をあんちらと與へんと手を擧て誓ひ給ひしその國に入み、を獲べきことをかき、らと命じたまへり。然るに彼等そあら、我らの先祖とづから傲り、その項を強くし、汝の誡命を聽きたがはず、聽従ふもどを拒み、亦あんちが其中にて行ひたまひし奇蹟を憶はず、遁て、その項を強くし、悖りて、自ら一人の首領を立て、その奴隸たりし處を歸らんとせり、然りと雖も、汝の罪を赦す神にして、恩恵あり、憐憫あり、怒るも速く慈悲厚く

ましまして彼らを聚たまひざりき。また彼ら自ら一箇の轡を鑄造りて是れ汝をエシブトより導き上りし汝の神ありと言て大々震怒をひきおふす事を行ひし時あすら汝の重々も憐憫を垂て彼らを荒野に棄たまふす。雲の柱の上を導きすして之を途お導き、夜に火の柱を導きすして之を照し、の行べき路を示したり。汝の口にあたまたまた水を彼らに與へて、汝のマナを常に彼らの口にあたまたまた水を彼らに與へて、汝の馬をどよめ三、四十年の間かきらを荒野に養ひたまひたき。彼らの何の缺る所もなく、の衣服も古びず、の足も腫ざりき。而して汝諸國諸民を彼らにあたへて之を各々に分ち取しめ給へり。かれらの地へ、ホンのポンの王の地およびバシヤンの王オグの地を獲たり。三、斯てまた汝の彼らの子孫を増て、空の星のごとくあらまめ前に、の先祖等に入て獲よと宣まひたる地に之を導きいりたまひしを。則ち

ろの子孫入てこの地を獲たり。斯て汝この地にすめるガナン人をかきらの前に打伏せ、ろの王等およびろの國の民をかれられ手に付して意のまゝに之を待しめたまひき。三、斯りしかば、彼ら堅固なる邑々および膏腴ある地を取り、各種の美物の充る家、葡萄園、橄欖園および許多の菓の樹を獲、乃ち食ひて飽き、肥太り。汝の大ある思典に沾ひて、樂みたりしが、爾も悖りて汝に叛き、汝の律法を後に、地擲ち己を戒しめて、汝を歸らせんと志たる預言者等を殺し、大に震怒を惹おてす事を行ふへり。是に因て汝かきらをの敵の手お付して害しめさせたまひし。お彼らの難難の時、汝に呼ひりければ、汝天より之を聽て、重々も憐憫を加へ、彼らお救ふ者を多く興へて、彼らをろの敵の手より救ひせたまへり。然るお彼らの安を獲の後、復も汝の前に惡き事を行ひしかば、汝かれらをろの敵の手お聚あきて、敵にこれを治めしめたまひける。お彼ら復

立歸りて汝に呼べりたまふ汝天よりみきを聴き憐憫を加へて去
 るを彼らを助け彼らを汝の律法に引もてさんとして戒め
 たまへり然りと雖も彼ら自ら傲りて汝の誡命に聴きたる者
 汝の例規人の色を行ふ之をおよりて生べしといふ者を犯し肩
 を達かし項を強くして聴こをせざりき斯りし者も汝の年
 ひさしく彼らを容れし汝の預言者等に由て汝の靈をもて彼ら
 を戒めたまひし彼等つひに耳を傾けざりしに因て彼らを國々
 の民等れ手に付したまへりされど汝の憐憫あはくして彼らを
 全くの絶さず亦彼らを棄たざふことをも爲たまひき汝の思
 恵あり憐憫ある神あましませばあり然ば我られ神大にして力
 強く且畏るべくして契約を保ち恩恵を施したまふ御神ぬが
 くのファッスリアの王等の日より今日にいたるまで我らの王等牧
 伯等祭司預言者我らの先祖汝の一切の民等お臨みし諸の苦難を

小き事と觀たまひされ我らに臨みし諸の事おつきては汝義く
 在せり汝の爲たまひし所を誠實あして我らの爲しとてろの思か
 りしあり我らの王等牧伯等祭司父祖等汝の律法を行はず汝
 が用ひて彼らを戒めたまひし汝の誡命と証詞に聴従がなり
 き即ち彼ら己の國に居り汝の賜ふ大ある恩恵に沾ひ汝の與
 へてのの前に置たまひし廣き膏腴ある地にありたる時に汝の事
 ふることを爲す又ひるがへりて自己に惡き業をやひる事もせざ
 りしなり嗚呼われら今日奴隸たり汝が我らの先祖ふ與へて
 ろの中の產物およびろの中れ佳物を食ひせんとしたまひし地
 にて我らの奴隸となりをる乞はかるべきこの地の汝が我らの
 罪の故およびて我らの上に立たたまひし王等のために衆多の產物
 を出すあり且また彼ら我らの身をも我らの家畜をも意のまゝ
 に左右することを得れ我らの大難の中にあり又此もろも

ろの事のために我ら今堅き契約を立ててを書あるに我らの牧
伯等我らのレビ人我らの祭司これに印す

一印を捺る者はハカリヤの子テルシヤタ手へミヤおよび

ゼデキヤニセラヤ、アザリヤ、エレミヤ、ニバシユル、アマリヤ、マルキ

ヤ、ヨハアトシ、セバニヤ、マルク、ニハリム、メレモテ、オバデヤ、ホダニ

エル、ギンテトシ、バルク、セメレユラム、アビヤ、ミヤミン、ハ

ビルガ、レマヤ、是等の祭司あり。レビ人の即ちアザニヤの子エシ

ユア、ヘナダデの子ビシヌイ、カデミエル、あらびに其兄弟シバニ

ヤ、ホデヤ、ケリタ、ペラヤ、ハナシ、ミカ、ホブ、ハシヤビヤ、ニザフタ

ル、セレピヤ、シバニヤ、ホデヤ、バニベニス、民の長たる者のパロ

も、バハテモアブ、エラム、ザラト、バニブン、アズカデ、ペバイ、ア

ドニヤ、ビグワイ、アデン、アテル、ヒセキヤ、アズル、ホデヤ、ハシユ

ム、ペザイ、ナハリフ、アナトテ、ノバイ、マグ、ビアシ、メレユラム、ヘシ

ル、ニメシザベル、ザラク、ヤドア、ニハラテヤ、ハナシ、アナニヤ、ホセ

ア、ハナニヤ、ハレユブ、ハロヘシ、ビルハ、シヨベク、レホム、ハシヤ

ブナ、マアセヤ、アヒヤ、ハナン、アナン、マルク、ハリム、バナナ

の民等と離れて神の律法に附る者およびその妻の男子女子

を凡る事を知り辨さる者の兄弟たる貴き人々に附

ゐたがに呪詛に加り罰を立て云く、我ら神の僕モ一せによりて傳

はりし神の法律を歩み我らの主エホバの一切の誡命およびその

例規を法度を守り行はん我ら此地の民等に我らの女子を與

へし亦わきらの男子のために彼らの女子を娶らば此地の民等

たとい貨物あるい食糧を安息日小携へ来りて賣んとするとも

安息日よたの聖日おは我等これを取じ又七年おに耕作を廢め

一切の負債を免さんとす我らまた自ら例を設けて年々にレケル

の三分の一を出して我らの神の室の用とあし、供物のパン、常業祭、常燔祭のため安息日月朔および節會の祭物のため、聖物のため、イスラエルの贖をなせ、罪祭および我らの神の家の諸の工のため、あ之を用ゐることを定む。また我ら祭司、レビ人および民衆を擧げ、律法に記さることを定め、また我らの神エホバの壇の上に焚べべき薪木の禮物を年々定まれる時にわきらの宗家おしたぐひて我らの神の室にお納むる者を定め、エホバの室にお携へきたらん。また我ら各種の樹の果の初を年々エホバの室にお携へきたらん。また我らの子等および我らの職畜の首出および我らの牛羊の首出を律法に記されたるごとく我らの神の室に携へ來りて我らの神の室に事ふる祭司に交し、我らの麥粉の初われらの祭物の各種の樹の果および酒、油を祭司の許に携へ到りて我らの神の家の室に納め、我らの産物の什一をレビ人にお與へん。レビ人、我らの一切の

農作の邑においてろの什一を受べき者あれたるあり。レビ人什一を受る時に、アロンの子孫たる祭司一人ろのレビ人と偕にあるべし。而してまたレビ人ろの什一の十分の一を我らの神の家に携へ上りて、府庫の諸室に納むべし。即ちイスラエルの子孫およびレビの子孫の穀物および酒、油の奉祭を携さへいたり。聖所の器皿および奉事をする祭司門を守る者、謳歌者あどが在るどころの室に之を納むべし。我ら、我らの神の家の樂を樂し、民の牧伯等、エルサレムに住ろの餘の民もまた籤を掣き、十人の中よりあて一人宛を聖邑エルサレムに來りて住しめろの九人を他の邑々にお住しめたり。又すべて自ら進で、エルサレムに住んど言ふ人々の民こそを祝せり。イスラエル祭司、レビ人、千テニ人およびツロモンの臣僕たりし者等の子孫すべてエダの邑々にありてあろの邑々ある自己の所有地に住をれり、

第十一章

民の牧伯等、エルサレムに住ろの餘の民もまた籤を掣き、十人の中よりあて一人宛を聖邑エルサレムに來りて住しめろの九人を他の邑々にお住しめたり。又すべて自ら進で、エルサレムに住んど言ふ人々の民こそを祝せり。イスラエル祭司、レビ人、千テニ人およびツロモンの臣僕たりし者等の子孫すべてエダの邑々にありてあろの邑々ある自己の所有地に住をれり、

此州の貴き人々のエルサレムに住をりし者、左のごとし。即ち
 ユダの子孫、およびベニヤミンの子孫のエルサレムに住る者、是
 あり、ユダの子孫、ウシヤの子、アダヤ、ウシヤの子、ゼカ
 リヤ、アマリヤの子、アマリヤの子、レバタイの子、マハ
 レルの子、是、ベレズの子孫なり。又バルクの子、マアセヤといふ
 者あり、バルクの子、コロホゼの子、コロホゼの子、ハザヤの子、ハ
 ダヤの子、アダヤの子、ヨヤリヤの子、ヨヤリヤの子、ゼカリ
 ヤの子、レロニの子あり。ベレズの子孫のエルサレムに住る者、
 合せて四百六十八人あり。して皆勇士なり。セベニヤミンの子孫、左
 のごとし、メレユラムの子、サル、メレユラムの子、ヨエデ、
 ベダヤの子、ベダヤの子、コラヤ、コラヤの子、マアセヤの子、マアセヤ
 の子、イテ、エルの子、エサヤの子あり。ハラの次の子、ガバ
 イ、およびサライ、あせにして合せて九百二十八人。ハラの次の子、ヨエル

かきらの監督たり、ハフセヌアの子、ユダ、是、お副ふて邑を治む。サ
 祭司のヨヤリヤの子、エダヤ、ヤキン、是、および神の室の宰セラヤ。セ
 ラヤの子、ヒルキヤの子、ヒルキヤの子、メレユラムの子、メシユラムの子、
 ドクの子、ザドクの子、メラヨテの子、メラヨテの子、アヒトブの子あり。
 殿の職事をする者の兄弟、八百二十二人あり。又アダヤといふ者あ
 り、アダヤの子、エロハムの子、エロハムの子、ベラリヤの子、ベラリヤの子、
 エロの子、アムシ、ハセカリヤの子、ゼカリヤの子、ハセカリヤの子、ハセ
 ルの子、マルキヤの子あり。アダヤの兄弟たる宗家の長、二百四十二
 人あり。又アマシサイといふ者あり、アマシサイの子、アザリヤの子、
 アザリヤの子、アハザイの子、アハザイの子、メレモテの子、メレモ
 テの子、インメルの子あり。ハラの兄弟たる勇士、百二十八人あり、ハ
 ゲドリムの子、ザブデ、エル、彼らの監督たり。レビ人、ハシユブの
 子、シマヤ、ハシユブの子、アズリカムの子、アズリカムの子、ハシヤビヤの

子、ハシヤビヤハブンニの子あり。またシヤベタイおよびヨザバ
 デあり。是等ハレビ人の長にして神の室の外の事を掌せり。また
 たマツタニヤといふ者あり。マツタニヤハカの子、ミカハザブデ
 の子、ザブデハアサフの子なり。マツタニヤハ祝福の時に感謝の詞
 を唱へはじむる者あり。彼の兄弟の中にバクブキヤといふ者か
 くに次り。又アブダといふ者あり。アブダハシヤンマの子、シヤンマ
 ハガラルの子、ガラルハエドトシの子あり。又聖邑あるレビ人の
 合せて二百八十四人。門を守る者。アブタブ、タルモンおよびウの
 兄弟等合せて百七十二人あり。皆門々にありて、伺守るふとをせり。
 年々の餘のイスラエル人、祭司およびレビ人の皆ユダの一切の邑
 々にありて、各々おのれの産業に居り。但しテニ人のオベルに
 居り、ザハおよびギシパチニ人を統ふ。ニエルサレムに在るレビ
 人の監督ハウラビといふ者あり。ウラハニの子、バニハシヤビヤ

の子、ハシヤビヤハマツタニヤの子、マツタニヤハミカの子あり。是
 ハ謳歌者あるアサフの子孫あり。ウの職務ハ神の室の事にかまは
 る。王より命令ありて、是らの事を定め、謳歌者に日々の定まれる
 分を與へしむ。ユダの子孫ハレザバルの子、マシヤど
 いふ者。王の手に属して民に賜ふ一切の事を取あつかへり。又村
 莊どうの田園あつきてハユダの子孫の者。キリアテアルどうの
 郷里デボンどうの郷里およびユカブヨエルどうの村莊に住み。
 エレユア、モラダおよびベラレラは住む。ハザルモコナどうの
 びベユルレバどうの郷里に住む。サラア、ヤルムテに住み。サザノア、アド
 郷里に住み。エンリンモン、サレア、ヤルムテに住み。サザノア、アド
 ラムおよび其等の村莊、ラキエどうの田野およびアセカどうの郷
 里に住り。斯かきらはベエルレバよりヒシノムの谷まで。天幕を
 張り。ニベニヤミンの子孫はまたケバよりしてミクマシヤおよび

びベテルとろの郷里に住み、アナトタ、ノブ、アナニヤ、ハズル、マ、ギラタイ、ハブデ、セボイム、デバラテ、ロド、オノ、工匠谷に住
り、レビ人の班列のユダにある者の中、ベニヤミンに合せし者も
ありき。
レヤルタルの子セルバベルおよび、エシユアと値に上
りきたりし祭司とレビ人の左のことしセラヤ、エレミヤ、エズラ、
マツリヤ、マルタ、ハツトシ、ニシカニヤ、レホム、ブレモタ、ロイド、ギン
タトイ、アヒヤ、ニヤミン、マアデヤ、ビルガ、ナシマヤ、ヨヤリブ、エダ
ヤ、セサライ、アモタ、ビルキヤ、エダヤ、是等の者のエシユアの世に祭
司およびろの兄弟等の長たりき。またレビ人のエシユア、ピンメ
イ、カデニエル、セレビヤ、エダ、マツタニヤ、マツタニヤの兄弟と
きもに感謝の事を掌せり。またろの兄弟、バクブキヤおよびウ
シノ之と相對ひて職務をふせり。エシユアヨアキムを生み、ヨヤ

キムエリアシブを生み、エリアレブ、ヨイアダを生み、ロイアダロ
ナタンを生み、ヨナタン、ヤヤアを生み、ヨアキムの日、祭司等の
宗家の長たりし者のセラヤの族にて、メラヤ、エレミヤの族にて
ハナニヤ、エズラの族にて、メシユラム、アマリヤの族にて、
ヨハナシ、マルキの族にて、ヨナタン、シハニヤの族にて、ヨセ
フ、ハリム、ハルキの族にて、アデナ、メラヨタの族にて、ヘルカイ、
イの族にて、セカリヤ、ギンヨトシの族にて、メシユラム、セアビ
ヤの族にて、シタリ、ニヤミンの族、マアデヤの族にて、ハビル
イ、ニヒルガの族にて、シヤルマ、シマヤの族にて、ヨナタン、
ヤリブの族にて、マツタナイ、エダヤの族にて、ウシヤ、セライの
族にて、カライ、アモタの族にて、エヘル、ニヒルキヤの族にては
ハシヤビヤ、エダヤの族にて、ヨハナシ、ヨハナシ、ヨハナシ、
ヨハナシ、およびヤダの日にレビ人の宗家の長等、冊を録さる、亦

ペルシヤ王ダリヨスの治世に祭司等も然せらるる。宗家の長たる
 レビ人のエリアシブの子ヨハナンの日まで凡て歴代志の書に記
 される。レビ人の長のハシヤビヤ、セレビヤおよびカデニエルの子
 エシユアなり。その兄弟等こゝと相對ひて居る。即ち彼らの班列ど
 班列どあひむかひ居り神の人ダビデの命令に本づきて讚美と感
 謝とをつとむ。マツタニヤ、バクブキヤ、オバデヤ、メシユラム、ス
 モン、アツタブの門を守る者にして門の内府庫を伺ひ守りて
 是等ハヨザダクの子エシユアの子ヨアキムの日ハ在り。總督チヘ
 ミヤおよび學士たる祭司エズラの日に在りし者あり。○七。エルサ
 レムの石垣の落成せし節會に當りてレビ人をその一切の處より
 招きてエルサレムに來らせ。感謝と歌と鼓と瑟とをもて讚
 喜を盡してその落成の節會を行はんとす。是はあれいて。讚歌徒
 輩エルサレムの周囲の窪地およびチトバ人の村々より集り來り

是またベテギルガルおよびゲバゼアズマウタなどの野より集り來
 れり。この讚歌者等ハエルサレムの周圍に己の村々を建てたり。其
 時に祭司れよびレビ人身を潔めまた民れよび諸の門と石垣とを
 潔めければ。我すは。ユダの牧伯等を以て石垣の上に上ら
 め、又二の大なる隊を作り設けて之に感謝の詞を唱へて並進ま
 せ、即ちその一の翼の門を指て石垣の上を右に進めり。その後に
 つきて進める者ハホシヤヤおよびユダの牧伯の半々あらびにア
 ザリヤ、エズラ、メシユラム、ユダ、ベニヤミン、シマヤ、エレミヤあり
 き。又祭司の徒數人喇叭を吹て伴ふあり。即ちヨナタンの子セ
 カリヤ、ヨナタンの子シマヤの子、シマヤの子マツタニヤの子マツタニ
 ヤの子ヨカヤの子ヨカヤの子ザツタルの子ザツタルハアサフの子あ
 り。またセカリヤの兄弟シマヤアザリヤエル、ミラライ、ギラライ、マ
 アイ、チタン、エル、ユダ、ハナニ等ありて神の人ダビデの樂器を執り

學士エズラこれ先だつて而して彼ら衆の門を經たしちに進みて石垣の上口に於てダビデの城の段階より登りダビデの家の上を過て東の方水の門に至り又また今一隊の感謝する者ハ彼らに對ひて進み我ハ民の半どもにその後に從ガへり而して皆石垣の上を行き爐戊樓の上を過て石垣の廣き處にいたりエズラハ門の上を通り舊門を過ぎ魚の門およびハナニエルの戊樓とハンヌアの戊樓を過て羊の門に至り半の門に立せまきり等ハ二隊の感謝する者神の室にいりて立ち我もろこになち牧伯等の半わきと信ありき又また祭司エリアキム、マアセヤ、ミン、ミカヤ、エリヨエナイセカリヤハオニヤ等喇叭を執て居りマアセヤ、シマヤ、エレアザル、ウラ、ヨハナン、マルキヤ、エラム、エセル之と信あり調歌ふ者聲高くうたへりエズラヒヤハラの監督ありき又斯してうの日ミハ大なる犠牲を献げて喜悅を盡せり其ハ

神がしらをして大に喜て歡樂ませたまひたきあり婦女小兒までも喜悅り是をもてエルサレムの喜悅の聲とはくまで聞えたり○是の日府庫のすべての室を掌とるべき人々を撰びて祭の品初物に上りて什一を律法に定むるところの祭司とレビ人との分を邑々の田圃に准ひて取あつめてすべての室あひるまことを掌せらむは是ハ祭司に上りレビ人の立て奉ふるをユダ人喜てびたればあり是彼らハ神の職守に上りて潔齋の職守を勤む潔者に上り門を守る者も然り皆ダビデとろの子ソロモンの命令に依る是ハ昔ダビデおよびアサフの日にハ調歌者の長一人ありて神に讚美感謝をたてまつる事ありき又またセルハバベルの日および手ヘモヤの日にハイスラエル人みな調歌者となり門を守る者は日々の分を與へまたレビ人に物を聖別て與へレビ人またこれを聖別てアロンの子孫に與ふ

して云ふアンモ一人たよびモアブ人の何時までも神の會に入ベ
からずニ是れ彼らバンと水とをもてイスラエルの子孫を迎へず
して還て之を誼はせんとて彼ら人を儲ひたりしが故あり斯りし
かとも我らは神の咒詛を變て祝福とあしたまへりど人衆
この律法を聞てのち難りたる民を盡くイスラエルより分ち離て
りトビヤと近くありたれば彼のため大ある室を備ふ其室の
元來祭祭の物、乳香、器皿あよび側にによりてレビ人謳歌者門を守る
者等お與ふる穀物、酒油の仕へらびに祭司に與ふる事祭の物を
置し處ありの當時に我エルサレムに居ざりし我ハビロンの王
カルメシヤスラの三十二年に王の所に往たりし日の後王に
暇を乞てニエルサレムに來りエリアシブとトビヤのためお爲た

る惡事するハチかきため神の家の庭あ一は室を備へし事を
詳悉おせり我はあはだこきを憂へてトビヤの家の器物をこど
ごとくろの室より授いだし預て命じてすべては室を潔めさせ
而して神の家の器皿たよび祭祭乳香とを再び其處に携へい
たり我また直へ觀しおレビ人ろのうくべき分を與へられざり
き、ては故お其職務をなす所のレビ人あよび謳歌者等各々あ
の田お奔り歸りぬて是にゐいて我何故に神の室を棄させしやと
言て牧伯等を詰り頼てまたレビ人を招き集めての故の所に立
本めたりま期りしかバユダ人みる穀物、酒油の仕へる府庫に携へ
來きりまの時我祭司レビエヤ學士ザヤクあよびレビ人ハダヤ
を府庫の有司とし之にマツメニヤの子ザラケルの子ハナを副
て庫をつかさどらしむ彼らの忠信ある者と思はれたるを其
職の兄弟等に分配るの事ありき言及が神よ此事のために我を記

念たまへ、我神の室どろの職事のために我が行ひし善事を、拭ひ去りたまへされ、當時われ觀しに、ユダの中に安息日に酒樽を踏む者あり、麥束を持きたりて、驢馬に負するあり、亦酒葡萄、無花果および各種の荷を安息日にエルサレムに携へいるより、我かれらも食物を濁ぎをる日、お彼らを戒しめたり、彼處にまたツロの人々も住よりし、魚および各種の貨物を、携へいりて安息日にユダの人々に之を鬻ぎ、かつエルサレムにて商賣せり、是はわいて我ユダの貴き人々を詰りて、之に言ふ、汝ら何う此惡き事をあしめて安息日を潰すや、汝らの先祖等も斯ねこゝはきりしや、我らの神ある爲、おみの一切の災禍を我らとふの邑に降したまひしに、あらすや、然るに汝らの安息日を潰して、更に太ある震怒をイスタエルに招くありと、而して安息日の前の日、エルサレムの門々暗くらんとする頃、はひに我命じて、その扉を開させ、安息日の過さるまで之を開くべからずと命じ、我僕數人を門々に置て、安息日に荷を携へいると事あらめたり、斯りしかば、商賣および各種の品を賣る者等、一回エルサレムの外に宿れり、我こゝを戒めて、こゝに言ふ、汝ら石垣の前に宿るの何うや、汝等もし重ねて然るさば、我あんがらに手をかけんと、其時より後の彼ら安息日に來らざりき、我またレビ人に命じて、その身を潔めさせ、來りて門を守らめ、安息日を聖す、我神よ、我ために此事を記念し、汝の大ある仁慈をもて、我を憫みたまへ、○當時われアレド、アンモン、モアブ、あひの婦女を娶りしユダヤ人を見しに、その子女のアレドの言語を半雜へて、言ひユダヤの言語を言こと、あたなり、各國の言語を雜へ用ふ、我彼等を詰り、また斯りその中の數人を、撻ちその毛を抜き、神を指て誓ひ、あめて言ふ、汝らの彼らの男子にあの女子を與ふべからず、又あんがらの男子あるひ、おのれ自身のために

で之を開くべからずと命じ、我僕數人を門々に置て、安息日に荷を携へいると事あらめたり、斯りしかば、商賣および各種の品を賣る者等、一回エルサレムの外に宿れり、我こゝを戒めて、こゝに言ふ、汝ら石垣の前に宿るの何うや、汝等もし重ねて然るさば、我あんがらに手をかけんと、其時より後の彼ら安息日に來らざりき、我またレビ人に命じて、その身を潔めさせ、來りて門を守らめ、安息日を聖す、我神よ、我ために此事を記念し、汝の大ある仁慈をもて、我を憫みたまへ、○當時われアレド、アンモン、モアブ、あひの婦女を娶りしユダヤ人を見しに、その子女のアレドの言語を半雜へて、言ひユダヤの言語を言こと、あたなり、各國の言語を雜へ用ふ、我彼等を詰り、また斯りその中の數人を、撻ちその毛を抜き、神を指て誓ひ、あめて言ふ、汝らの彼らの男子にあの女子を與ふべからず、又あんがらの男子あるひ、おのれ自身のために

彼らの女子を娶るべからず。是らの事についてイスラエルの王
ソロモンは罪を獲たるに非ずや。彼がことき王の衆多の國民の中
にもあらずして神に愛せられし者あり。神かきをイスラエル全國
の王とあしたまへり。然るに尙ほ異邦の婦女等ひみれお罪を犯さ
しめたり。然バ汝らが異邦の婦女を娶りての一切の大惡をふし
て我らの神に罪を犯すを我等隠し置べけんや。祭司の長エリア
シバの子ヨイアダの一人の子ハロニ人サンバラの婿ありけ
れば我れこれを逐出して我を離さむ。わが神よ彼らの祭司の職
を汚し祭司およびレビ人の契約に背きたり彼らのみどを忘れた
まふ勿れ。我かく人衆を導いて異邦の物を盡く棄め。祭司およ
びレビ人の班列を立て各々らの職務に服せよ。また人衆を立
て薪柴の禮物をうの定まる期に献げよ。めかつ初物を奉つらむ。
我神よ我を憐れ仁慈をもて我を待ひたまへ。

以士帖書

第十二

十二州を治めたるアハシエロスの世ニアハシエロス王ユ

シヤンの城にてろの國の祢に坐しをりける當時ニろの治世の第

三年にろの牧伯等および臣僕等のために酒宴を設けたり、ペルシ

アとメデアの武士および貴族と諸州の牧伯等ろの前にありき

時に王ろの盛ある國の富有とろの大ある威光の榮を前まで衆多

の日をわたり百八十日に及びぬことろの日のをはりし時王ま

た王の宮の園の庭にてシユシヤンお居る大小のすべての民のた

めに七日の間酒宴を設けたり、白綿、青の帳幔ありて細布と紫色

の紐にて銀の環および蠟石の柱に繋がるまた牀榻の金銀にして

赤、白、黄、黒の蠟石の上に居る七金の酒盃にて酒を賜ふ、ろの酒盃

に此と彼あの一異あり王の用ゐる酒をたまふこと夥だし、王の

富有に過へりハラの飲むゐる法にかゝりて誰も強ることを爲す、其の王人をして各々ゐのれの好むごとく爲さしむべしとの宮内のすべての有司に命じたれをあり、后王もまたアハシエエロス王に属する王宮の内にて婦女のために満宴をようけたり、第七日、アハシエエロス王酒のため心樂み、王の前あ事ふる七人の待従、メホマン、ピスマ、ハルボナ、ビグダ、アバグダ、セタル、およびカルカスに命じ、后王レタをして后の冠冕をかぶりて王の前に来らしめよと言ひ、是は彼觀ふ美しげなる美麗を民等と牧伯等に見さんどてありき、太かるに后王レタ待従が傳へし王の命に従ひて來ることを肯きりしかば王はいに憤りて震怒するの裏に燃ゆ、是をあいて王時を知る智者にむかひて言ふ、王のすべて法律と審理に明かある者にむかひて是の如くするを當とせり、時あ彼の次をりし者のベルシャおよびノアの七人の

牧伯、カルレナ、セタル、アダマタ、タルシム、メレス、マルセナ、メムカンなりき、是みな王の面を見る者あして國の第一に位せり、后王レタアハシエエロス王が侍従をもて傳へし命を爲さば法律に去たひて如何に彼にあすべきや、メムカン王と牧伯たちの前あ答へて曰ふ、后王レタの唯王にむかひて惡き事をあしたる而已ある、す、一切の牧伯たちおよびアハシエエロス王の各州のもろの民にむかひてもまた之を爲るあり、后のこの事あまねく一切の婦女に聞えて彼らつひにろの夫を殺め視て言ん、アハシエエロス王后王レタに己のまへ來れど命じたりしに來らざりしと、大にして后の此所行を開る、ベルシアとメデアの諸夫人もまた今日王のすべての牧伯等お是のごとく言ん、然すきを必らず殺さば怒多く起るべし、王もし之を善とまたまはし、然すきに此後ふた、アハシエエロス王の前に來るべからずといふ王命を下し、之

をペルシアとメデアの律法の中に書いて更ることを無らめ、而してその後の位を彼に勝る他の者に與へたまへ。王の下したまひん御詔この大ある御國に徧なく聞えわたる時、妻たる者こそくくろの夫を大小どなく共に敬まふべしと。王と牧伯等この言を善としけき。王メカンの言のこどく爲たり。王かくて王の諸州に遍なく書をおくりもろく。の州にその文字にまがひて書おくりもろく。の民あるの言語あまたがひて書おくり、凡て男子たる者、その家の主あるべく、またあのれの民の言を用ひても、のいふべしと論ふ。

第二節

これら、の事の、後アハシユエロス王、怒りて、リシタあよび、彼を爲たる所、またその彼にむかひて、議定めしむるの事を、憶ひあみせり。ふまに、王の前に事ふる僕等、いひける、王請ふ、美しき少き處女等を、王のために尋ねもどめん。王は、く、王御國の各

州において、官吏を擇び、之をして、美しき處女を、こく、く、レヤンの城に集め、あめ、婦人を管理する王の侍從へ、ガイの手、にわたして、婦人の肩に入らしめ、而して、潔淨の物を、こき、あ、へたまへ。斯して、王の御意に、適ふ女子を取り、リシタに、代りて、后とあらしめ、たまへと、王この事を、善として、然るしぬ。技に、シユシヤンの城に、一人のユダヤ人あり、その名を、モルデカイと曰ひ、キシの曾孫、シメイの孫、ヤイルの子にして、ベニヤミン人あり、たかれり。バビロンの王、チブカデチザル、を、携へ、ゆきし、ユダの王、エコニヤ、どもに、携へ、れ、往る、俘囚の中にありて、エルサレムより、移さきたる者あり、七、かき、ろの叔父の女、ハダサ、ずみはち、エスタルを、養ひ、育てたり。是の父も、母も、あかりけき、あり。この女子、顔貌、勝れて、うる、えし、かりし、る、の、父母の死たる、後、モルデカイ、あきを、取て、あのれの女とあせ、る、あり、ハ、王の命令と、詔言の、聞え、傳り、衆多の女子、シユシヤンの

城にあつめられてヘガイの手にわたされし時、エステルも亦王の家にお携へられてゆき、婦人を管理するヘガイの手にお交さしむるや、かみのお潔淨の物およびろの分を與へ、また王の家の中より七人の侍女を擧てこきお附するしめ、彼等の侍女等を婦人の局の中にある最も佳き處に移し、其のモルデカイの民をもおのきの宗族をも圍ひさしりき、其のモルデカイこれを顯とすまかれど、彼に言ふくめたればあり、またモルデカイのエステル模様をよびろの如何あるかを知んため日々婦人の局の庭の前を歩ゆめり、女子の婦人の則に、またひて十二女月を経る日を終る、かくのごくなる故あり、即ち没薬の油を用ふるに六ヶ月また各種の潔物および婦人の潔淨とにあつる物等を

用ふるに六ヶ月、女子の王の王女いたるは是のごとし、ろの婦人の局より出て王の家におく時、凡てろの望む物をみとく、へらる、而して夕お往き朝おあひびて婦人の第二の局へ還り、妃嬪をつかさどる王の侍從シヤルガスの手にお属す、王を喜て、名をさして召すにあらざり、重ねて王にいたるふとあし、またモルデカイの叔父アビハイルの女すあ、ちモルデカイが取て、あ、れの女とあしたるエステル入て王にいたるべき順序にあたりける、彼ら婦人をつかさどる王の侍從ヘガイ、言きかせたる事の外に、何をももどめざりき、エステル凡て彼を見る者に、よろこびたり、まかくエステル王の家に召しきられて、アハセル王にいたきり、是の治世の第七年十月すあ、ちエステルは月あり、王一切の婦人お超て、エステルを愛しけき、エステルはすべての處女にまさりて、王の前に恩寵と厚情を得たり、王つひ

に后クイーンの冕クラウンをかれの首ネックに戴戴かせ、彼彼をしてワシデにかゝりて后クイーンとあ
らふふは、こゝにおいて王キングは、いある酒宴パーティを設けてゐるものろ
の牧伯パトリックと臣僕サーヴァンツを費す、こゝをエステルの酒宴パーティと稱ふ、また諸州プロヴィンに租
税タックスをゆるじ王の富有リッチをあかひて物を賜ふ、また再度アゲイン處女の集めらる
も時タイムモルデカイの王の門に坐しをりぬ、エステルのモルデカイ
前フロントかれに言ふくめたる如くして未だおのれの宗族ファミリーをもあゝのさの
民ピープルをも顯アッパはさよりき、エステルのモルデカイの言語ラングエーにまたたふ
どろの彼彼あ養ニヤなひ育てらるゝ時タイムと異ならざりき、當時アット・ザ・タイムモルデカ
イ王の門に坐し居ける時王の侍從アトテンにて戸を守る者の中イン・ザ・ミッドビグタン
あよびタレシの二人怨ハテむる事ありてアハシエロス王を弑キルせん
ども、どめたりしおミろの事モルデカイお知れけは、バモルデカイ
こゝを后クイーンエステルに告げ、エステルまたモルデカイは名をもてこ
れを王に告テルふたり、こゝにおいて此事ア・マターをあらべさせしにろの然ソ

るこゝ顯アッパはれければ彼ら二人の木ツキあかけられろの事マター王の前イン・ザ・フロントあ
る日誌ダイアリーの書ありきあるさる

第三節

の子ハマンを貴ハイクとびこれを高くして己ヒツどもにある一切の牧伯パトリック
の上にろの席シヤを定め志ミツむニ王の門ドアーある王の諸臣ミニスターみな跪クニづきて
ハマンを拜バクせり、是ア・サ王斯ア・サかきにあすみどを命ミツじたればあり、然れ
どもモルデカイの跪クニまづかず、又これを拜バクせざりき、こゝをもて
王の門にある王の諸臣ミニスターモルデカイにむかひて言ふ、汝ア・サいかれバ
王の命ミツに背くやと、おかれろの爲ミツをふさるべきか否ア・サを見んとてハマン
も聴ア・サきりられバろの事の爲ミツをふさるべきか否ア・サを見んとてハマン
にこれを告テルたり、其ア・サハマンモルデカイおのれのユダヤ人あることを語ア・サ
りたればあり、ハマン怒ア・サにたへざりしお、たゞモルデカイ二人を
を見たきハマン怒ア・サにたへざりしお、たゞモルデカイ二人を

殺すの事小さしと思へり、彼らモルデカイの属する民をハマンに
 驅ひしけむ。バハマンのアハシエロスハシエロスの國の中にある一切のユ
 ダヤ人すあまもルデカイの属する民をこそく殺さんと謀
 れり。アハシエロス王の十二年正月すあまもルデカイの月ニサンにハ
 マンの前にて十二月すあまもルデカイの月まで一日一日のため一
 月一月のためにブルを投ふ、ブルの即ち籤あり。ハマンかく
 てアハシエロス王を言ける。御國の各州にある諸民の中お散
 されて別れ別きありをる一の民あり、その律法は一切の民と異
 り、また王の律法を守らず、この故にこそを容しあくる王の益にあ
 らず。王もしあれを善とあたふに願く、彼らを滅ぼせと書く
 だしたまへ。さらば我王の事をつかさでる者等の手に銀一萬タラ
 ントを科り交して王の府庫に入ふめん。王すあまもルデカイの
 手より取とづし。アガダ人ハシメダタの子ハマンすあまはちユダヤ

人の敵たる者に交し。あかしてハマンに言ける。その銀のあん
 ちに與ふ、その民もまた汝にあたふれば汝あ善と見ゆるごとく爲
 せよ。さてあまもルデカイの正月の十三日に王の書記官を召あつめ、王に属
 する州牧各州の方伯あまもルデカイの民の牧伯にハマンを命ぜ
 るんとする所をこそく書く書あるさあまもルデカイの州にあ
 くるもの、その文字をもちひ、その民にあくるもの、その
 言語をもちひ、そのアハシエロス王の名をもてこれを書き
 王の指環をもてこれに印したり。あかして驛卒をもて書を王の
 諸州にあくり。十二月すあまもルデカイの月の十三日にあひて一日
 の内に一切のユダヤ人を若き者老たる者小兒婦人の差別あくて
 こそく滅ぼし殺し絶しかつ。その所有物を奪ふべしと諭ふ。十節
 この詔旨を諸州に傳へてかの日のために準備をなさしめんとて
 るの書る物の寫本を一切の民あ開きて示せり。驛卒王の命によ

りて急ぎて出ゆきぬ、ふの詔書のユシヤンの城に於て出されたり、あくて王とハメシの坐して酒飲めたりしダレユシヤンの邑の威ひわづらへり

第四章

モルデカイ凡てこの爲れたる事を知らしかバモルデカイ衣服を裂き麻布を纏ひ灰をかぶり邑の中に行て大いに哭き、痛く號び王の門の前までも期して來き、其の麻布をまどふて王の門の内に入るゝ能はざりなり、三すべて王の命どのの詔書と到る諸州にてユダヤ人の中にあはいある哀あり、斷食、哭泣、號呼あみきりまた麻布をまどふて灰の上あ坐する者あはかりき、こよあエステル侍女あよびろの侍従等きたりてこれを告げき、后あはだしく憂ひ衣服をあくり之をモルデカイおきてろの麻布を脱ぎめんとあたりしがうけき、こよをもてエステル王の侍従の一人すなわち王の命じて己お侍らあむるハ

タといふ者を召しモルデカイの許あ往きてろの何事あるか何故あるかを知きたれど命ぜり、ハタタいで王の門の前ある邑の廣場あをるモルデカイにいたりしにモルデカイあそののたるところを具にこれに語り、かつハマンおエダヤ人を滅ぼす事のためあ王の府庫に利りいれんと約したる銀の鎧を告げ、またろの彼等をはろばさあむるためにシユシヤンにおいて書て與へられし詔書の寫本を彼あわたし之をエステルに見せかつ解あかしまた彼に王の許にゆきてろの民のためこれに脅を請ひろの前に願ふまどを爲べしと言つたへよと言りとハタタかへり來りてモルデカイの言詞をエステルに告げき、バエステルハタタあ命じモルデカイに言をつたへあむ、云く王れ諸臣あよび王の諸州の民あ知る男にもあれ女あもあれ凡て召きずして内庭あ入て王にいたる者あ必らず殺さるべき一の法律あり、さき王こ

れお金主を仲きバ生るを得べし、かくて我此三十日の王にいたる
べき召をかうむらざるあり。エステルの言をモルデカイに告げ
るに、モルデカイ命じてエステルに答へあめて曰く、汝王の家に
あきバ一切のユダヤ人の如くあらずして死かるべしと心に思ふ
あかれ、拯救あんち若みの時にあたりて黙して言すバ他の處よりし
て助援と拯救ユダヤ人に興らん、さきと汝とあんちの父の家亡
ぶべし、汝の後の位を得たるに此のごとき時のためありしやも知
るべからず。エステルまたモルデカイに答へしめて曰く、あん
ち往きシユレヤンにをるユダヤ人をことく集めてわがため
あ斷食せよ三日の間、晝ども食ふことも飲むこともするありき、
我とわが侍女等もあむとく斷食せん、あかして我法律あるむく事
あれども王にいたらん、我もし死べくを死べしとこよあいてモ
ルデカイ往てエステルを凡てあのに命じたるごとく行ふへり

第五章

第三節

家にむかひて立つ、王の玉座お坐して王宮の戸口あひりひ
をりむおニ王后エステルが庭にたちをるを見てこれお恩をくは
へ、其手におる金主をエステルの方に伸じければエステルすよみ
よりてうの圭の頭にさされり。王かきお言けるに、后エステルあ
んち何をもちむるや、あんちの願意何あるや、國の半分あいたる
ども汝おあたふべし。エステルいひけるに、王もし善ししたまひ
と願くは今日わが王のためお設けたる酒宴お王とハマンと臨み
たまへ。ふよあ於て王ハマンを急がしめてエステルの言をきこ
くあらためよと命じ、王とハマンやがてエステルを設けたる酒宴
あ臨めり。酒宴の時王またエステルお言けるに、汝の所求何あ
るや、あらずゆるさるべし、なんちの願意何あるや、國の半分に
いたるども成就らるべしとエステル言けるに、我が所求わが願意

是なりハわれもし王の目の前ハ恩を得王もしわが所求をゆる
 しわが願意を成就しむることを善としたまへと願くハ王ハマ
 ャンにたわが設けんとする酒宴に臨みたまへ、わき明日王の宣まへ
 る言ふを忠たがせんハかくてハマンの日のよりこひ心たのしみ
 て出きたりたるガハマンモルデカイの王の門あ居て己にむらひ
 て起もあがらず身勵もせざるを見しハ痛くモルデカイを怒き
 りハされともハマン耐忍びて家あかへり、うれ明友等あよび妻せ
 レシをまねき來らゑめ、而てハマンの富の榮耀ぞろの子の
 衆多ことと見て王の己を貴どびし事また己をたかくして王に敬
 伯あよび臣僕の上ああらゑむることを之に語れりハあかしてハ
 マンまた言けらく后エステル酒宴を設けたりしが我のはか何
 人をも王どもあ之に臨ましめず明日もまた我の王どもに居
 に招かれをるなり、然れどユダヤ人モルデカイの王の門あ坐し

をるを見る間には、
の一切の朋友、かれに
明日の朝モルデカイを
どもに樂しめてゐるの
の木を立ためたり

第六卷 一 夜の夜王ねむること能ひさりければ命じて日日の事を
 記せる記録の書を持ちたりしめ王の前にこれを讀しめけるあに
 モルデカイ曾て王の侍従の二人戸を守る者あるピダナとアレ
 シのアハシユエロス王を殺さんと謀れるを告たりて記せるあ遇
 ふ王すなわち言けるの之がために何の榮譽と爵位をモルデカ
 イにあたへしや王に事ふる臣僕等こたへて何をも彼にあたへし
 こど無しといへりこにあいて王御子姪にあるやと問ふこの
 時ハマンの己がモルデカイのためお設けたる水にモルデカイを

懸るてを王に奏せんとして已に王の家の外庭に來りて居る王の臣僕等王につけてハマン庭に立をると言々きバ王かれをし入來らしめよと言ふハマンやめて入きたりしに王かきあいひけるハ王の尊とをんと欲する人あに如何にあきバ善らんかどハマン心におもひけるハ王の尊とをんとする者ハ我にあらずして降やどハマンするハ王にいひけるハ王の尊とをんと欲する人のためにハ王の若たまへる衣服を携さへ來らしめか何王の乗たまへる馬即ちろの頭に王の冠冕を戴たる馬をひき來らしめこれ王の最も貴とき一人の牧伯の手にわたし王の尊とをんとする人に其衣服を衣せしめこれを馬にのせて邑の街衢をみちひき通り王の尊とをんと欲する人には是のどとてあすべしと呼ちらしむべしハ王ハマンに言なるハ急きかんちる言しとくろの衣服と馬とを取り王の門に坐するユダヤ人モルデカイに斯

あせよ、みんなが言しところを一つも疑てど無らしめよ。さうにしてハマン衣服と馬とを取り、モルデカイにその衣服を着せ、彼をして邑の街衢に乗せ、是のどくろをすべしと、かくてモルデカイの王と欲する人により、是のどくろをすべしと、かくてモルデカイの王の門にかへりたりしが、ハマンの愁へみやま首をおひふておのきの家に、としりゆき、まかしてハマンおのぐ遇る事をこどくろの妻セレに、どうの朋友等に告げる。ふろの智者等、あよびろの妻セレしるきに、言ける。彼のモルデカイすまのちあんが、ろの前にお敗さへしめたる者もし、ユダヤ人あらむ、汝これお勝てを得し、必らずろの前ふやぶきんど、かれら倘ハマン、どのいのひをる。酒宴にのろましむ。

第七章
王史

一王史たハマシどきもに后エステルと酒宴せんとて來れ

りニふの第二の酒宴の日に王またエスタルに言けるハ后エスタ
 ルよ、あんちのもどめハ何あるや、かみらず許さるべし、汝のねガハ
 ハ何あるや、國の半分にいたるども成就するべし、后エスタルこ
 たへて言けるハ王よ、我もし王の御目の前に恩を得王もし善と見
 たまハ、わがもどめにまたガひてわの生命をわきに賜へ、またわ
 ガ願にまたガひてわガ民を我に賜へ、わきどわガ民ハ賣れて滅
 ぼさき殺され絶されんとす、我らもし奴婢ハ賣きたるならんに
 我、黙してこべらん、敵人ハ王の損害を償ふこと能とざるなり、
 アハレ、エロス王后エスタルにこたへて言けるハ之をなさんど
 心にたくめる者ハ誰また何處にをるや、エスタルハひけるハ
 の敵の仇人ハ即ちこの怨ミハマシあり、是によりてハマン
 ハ王后の前にありて懼きたり、王怒り酒宴の席をたちて宮殿
 の園に往きけきバハマンたちあがりて后エスタルに生命を乞り、

其ハかれ王のおのれに禍災をなさんと決めしを見たればあり、
 王宮殿の園より歸りて酒宴の場にいたり、またエスタルのをる牀
 榻の上ハハマン俯伏したれば王ハひけるハ彼ハまた家の内にて
 わガ前ハ后を辱しめんとするかと、此ことバ王の口より出るや、人
 々ハマンの面をおはへり、時ハ王の前にある一人の侍從ハルボ
 ナハひけるハ、王のためハ善き事を言たりしかのモルデカイを懸
 れどてハマンお作りたる五十キユビトの木ハマンの家に立をる
 ありと、王ハひけるハ彼をろの上に懸よ、人々ハマンを其モルデ
 カイをかけんとて設けし木の上に懸たり、王の震怒つひハ解く
 第八節 一ろの日ハシエロス王ユダヤ人の敵ハマンの家を后
 エスタルに賜ふ、モルデカイもまた王の前ハ来れり、是ハエスタル
 彼ガ己ど何なる係りなるかを告たさばあり、王ハマンより取
 へせし己の指環をはづしてモルデカイハ與ふ、而してエスタルモ

ろの妻子もろどもにはろぼし殺し絶し且ろの所有物を奪ふべし
 アハシユエロス王の諸州において十二月するはちアダルの月
 の十三日一日の内かくのごとくするを許さるまての詔旨を諸州
 につたへんためまたユダヤ人をしてかの日のために準備して
 ろの敵に仇をかへさめめんがためにろれ書る物の寫本を一切の
 民に開きて示せり驛卒遣星の御用馬にのり王の命によりて急
 ゐせられせきたてらきて出ゆなりこの詔書のシユシヤンの城あ
 ゐいて出さきたりかくてモルデカイの藍と白の朝服を着大あ
 る金の冠を戴き紫色の細布の外衣をまどひて王の前よりいでき
 たれりユシヤンの邑中聲をあげて喜びぬユダヤ人にも光輝
 あり喜悅あり快樂あり尊榮ありきまのづれの州にても何の邑あ
 ても凡て王の命令と詔書のいたるところにてユダヤ人よろこ
 び樂しみ酒宴をひらきて此日を吉日とあせり志あして國の民あ

はくユダヤ人となれり是にユダヤ人を畏るゝ心おこりたればあ
 り

第九章

十二月するはちアダルの月の十三日王の命令と詔書の

あてなはるべき時いよ近づける時するはちユダヤ人の敵ユ
 ダヤ人を打伏せんとまじかまひたりしに却てユダヤ人あのを惡
 む者を打ふする事とありけるるれ日にユダヤ人アハシユエロ
 ス王の各州にある己の邑々に相あつまりあのを害せんとする
 者どもを殺さんどせり誰も彼らに敵ることを得る者なりき其
 の一切の民ユダヤ人を畏れたればなり諸州の牧伯州牧方伯な
 る凡て王の事を辦理ふ者の皆ユダヤ人をたすけたり是モルデカ
 イを畏るゝによりてなりモルデカイの王家の大ある者ど
 ありろの名各州にきこえわたれり斯ろの人モルデカイのますま
 す大いにありゆきぬユダヤ人するはち刀乃をもてろの一切の

敵を撃て殺し滅ぼし、おのきを恐む者を意のまゝに爲したり。ユ
 ダヤ人またシエラヤンの城においても五百人を殺しほろぼせり、
 セバルシヤンダマ、ダルボン、アスバム、ハボラマ、アダリヤ、アリダ
 マ、ハルマシマ、アリサイ、アリダイ、ラエサマ、ナミミラの者すなはち
 ハンメダマの子ユダヤ人の敵たるハマンの十人の子をも彼ら殺
 せり、さきせりの所有物に手をかけざりき。シエラヤンの城の
 内にて殺されし者の數をうの日王おまうしあげければ王きさ
 さエナグルにいひたるユダヤ人シエラヤンの城の内にて五百
 人を殺しまたハマンの十人の子をころせり。王のろの餘の諸州に
 おいて幾何ありしや、汝また何る求むるところあるや、りあら
 ず許さるべし、尙何かねがふどころあるや、必らず成就らるべし。
 エナラルいひける王もし之を善としたまひを願くハシエラ
 ンああるユダヤ人に允して明日も今日の詔旨のごとくおさめ、

且ハマンの十人の子を木に懸めたまへ。王かく爲せと命じシ
 エシヤンにおいて詔旨を出せり、ハマンの十人の子ハ木に懸らる
 さま。アダル月の十四日にシエラヤンのユダヤ人また集まりシエ
 シヤンの内にて三百人をころせり、然れどもろの所有物お手
 かけざりき。王の諸州にあるろの餘のユダヤ人もまた相あつま
 り、立ておのれの生命を保護しろの敵に勝て安んじおのきを恐む
 者七萬五千人をふるせり、然れどもろの所有物に手をかけざり
 き。アダル月の十三日おこの事をあてあひ十四日にやすきて
 ろの日に酒宴をみして喜こべり。またこれによりて村々のユダ
 ヤ人ろの十三日と十四日とにあひ集まり十五日にやすきてろ
 の日酒宴をみして喜こべり。またこれによりて村々のユダヤ人す
 ゐち石垣あき邑々あすめる者ハアダル月の十四日をもて喜
 樂の日、酒宴の日、吉日となして互に物をやりとりす。モル
 デカイ

みれられ事を書きて、アハシエロス王の諸州にをるユダヤ人に達し、おも近きにも書をおくり、ニアダルの月の十四日と十五日を年々にいふことを命じ、この雨の日にユダヤ人の敵に勝て、休む、ふの月の彼らのために憂愁より喜樂にうつり、悲哀より吉日にうつりはりたれば、是らの日に酒宴をあして喜び、たがひに物をやりとりし、賞しき者に施與をなすべしと諭しぬ。こゝをもてユダヤ人の己にはじめたるごとく、モルデカイダのさうらに書おくり、しごとく行なひつけたり。アガゲ人ハンメダタの子ハマンすゐちすべてのユダヤ人の敵たる者ユダヤ人を滅ぼさんど謀り、ブルすゐはち籤を投てみれを滅ぼし絶さんどあたりしが、まろの事王の前に明かにありし時、王書をあくりて命じ、ハマンおユダヤ人を害せんとばかりしもの、恐き謀計をしてハマンのかうべに歸らしめ、彼どのの子等を木お懸、あめたり。このゆゑに此雨

の日をろのアルの名に、あたがひてアリムとなづたり、斯りしかば、この書のすべての詞により、この事につきて見たるど、ころ己の遇たるど、ころに依て、ユダヤ人あひ定め、年々ろの書るど、ころに、あたがひ、ろの定めたる時、あたがひて、この雨の日をまもり、己どあ、のれの子孫あよび、凡て己につらある者、みれを行ひつけ、て、應するど、無く、云、この雨の日をもて、代々、家々、州々、邑々、あいて、必らず、記念て、まもるべき者ど、あし、これらのアリムの日をして、ユダヤ人の中、あ、應せらるゝふと、無らしめ、また、この記念をして、ろの子孫、中、に、絶るど、無らしむ。こゝり、く、アビハイルの女ある、后、エス、タル、ど、ユダヤ人、モルデカイ、お、はいある、力をもて、此、アリムの、第二の、書を、書、あ、くりて、これを、堅、う、す、す、な、い、ち、モルデカイ、ア、ハ、シ、エ、ロ、ス、の、國、の、百、二、十、七、州、に、あ、る、一、切、の、ユ、ダ、ヤ、人、あ、平、和、と、異、實、の、言、語、を、も、て、書、を、あ、くり、三、斷、食、と、悲、哀、の、こ、と、に、つ、き、て、ア、リ、ム、の、み

さらの^ひ日を堅^たうして^うの定^{さだ}めたる時^{とき}を守^{まも}らえむ、する^いちユダヤ
 人^{ひと}モルデカイと后^{きさき}エスアルが曾^{おつ}てかれら^あ命^{めい}じたるごとく、また
 ユダヤ人^{ひと}等^らが曾^{おつ}てみづ^ら己^{おのれ}のためおよびおのれの子孫^{こそん}のため
 に定^{さだ}めたる^うごとくし^三エステルの語^{ことば}ブ^{リム}にかゝる^は是^{こゝ}等^らの事^{こと}
 をかたうせり、是^{こゝ}の書^{かみ}にあ^るされたり

第十節

アハシエロス王^{おう}國^{こく}土^どおよび海^{うみ}の島々^{しまづ}に貢^{こう}をたてまつ
 らえむ、アハシエロス王^{おう}が權^{けん}勢^{せい}と能^{ちから}力^{りき}をもて爲^なたる一切^{いっぺつ}の事^{こと}
 業^{わざ}および彼^{かれ}がモルデカイを高くして大^{おほ}いある者^{もの}とあらめたる
 事^{こと}の委^{かへ}き話^{はなし}の^二デアとベルシアの列^{りつ}王^{おう}の日^ひ談^{だん}の書^{かみ}あ記^きさるゝに
 あらずや、ユダヤ人^{ひと}モルデカイの^一アハシエロス王^{おう}に次^{つぎ}ぐ者^{もの}と
 ありユダヤ人^{ひと}の中^{なか}にありて大^{おほ}いある者^{もの}あして^うの衆^{しゆ}多^{おほく}の兄^{あにい}弟^{てい}によ
 りてをえたり、彼^{かれ}らの民^{たみ}の福^{ふく}祉^しをもとめ、^うの一切^{いっぺつ}の宗^{そう}族^{ちやく}に平^{へい}和^わ
 の言^{ことば}をのべたりき

95-91137

立教大学図書館



95-91137